

室町幕府奉行人在職考証稿 (4)

——応安元年 (1368) ～明德 3 年 (1392) ——

付氏族研究 (布施氏)

田 中 誠

はじめに

本稿は、細川頼之の上洛・執政が始まる応安元年 (1368) から南北朝合一がなる明德 3 年 (1392) までの室町幕府奉行人在職考証を行うものである。本稿を以て、在職考証は一旦終了とする。また個別の氏族研究として、南北朝期以降多くの足跡を残す布施氏を取り上げた。なお、拙稿「室町幕府奉行人在職考証稿」(1) (2) (3) (『立命館文学』第 651、653、663 号、2017 年、2019 年) を引用する場合には拙稿①②③とし、考証表を引用する場合には〔 〕をもって考証表番号を示した。

ここで応安年間から明德年間の奉行人層の動向について述べておきたい。当該期の重要な論点のひとつは、奉行人を輩出する家の固定化である。近年森幸夫氏は室町幕府奉行人家の成立を検討し、足利義教期とされていた従来の見方に対し、おおむね 1380 年代以降に安威・門真・三須 (雅楽)・杉原といった歴代奉行人を出した氏族が将軍に直属する番衆 (後の奉公衆、以下奉公衆に統一する) に転身していき、奉行人の家が固定化されることを提起した¹⁾。森氏も注意するように 1380 年代にはそれまで奉行人が出仕していた引付方が活動を停止した時期と重なっている。この引付方の停止について山田徹氏は、義満による鎌倉幕府的な訴訟機関の式日運営の放棄、奉行人による所務沙汰の伺事の成立が背景にあるとする。併せて氏は奉行人の家が固定化し、増強されなかったと指摘している²⁾。森氏の説は、この山田氏の研究を踏まえ、奉行人層の動向を再度検討した上でのものであるが、以下述べるように奉行人の氏族・家はむしろ 1380 年代末から 1410 年代にかけて若干の増強がみられるのである。

まず拙稿③で述べたように、南北朝初期に活動した治部氏が頼之執政期から明德・応永頃にかけて復活するのである。また応永以降にみえる清氏についても、南北朝末に奉行人として活動し始めている。室町期以降に連なる奉行人家の固定化という点では、この治部と清の定着を重視したい。この 2 氏の登場で室町期に続く奉行人氏族が出揃うからである。

治部氏については拙稿③で論じたので、清氏の南北朝末の状況を簡単にみておく。清原姓の幕府奉行人は初期に関氏や清原貞朝が在職していたが〔71、522〕、彼らの系譜上の位置が確認できない上、観応の擾乱期から、南北朝末期まで清氏は奉行人としては現れない。室町期以降の清氏は主に和泉守・筑後守を称する二流があり、康応元年 (1389) に和泉守流の祖にあたる通定が現れ〔2001〕、明德元年 (1390) に清左衛門尉〔2028〕、明德 2 年 (1391) に清和泉守 (実名不詳) が現れる〔2072〕。通定は貞治 4 年頃に義詮の和歌の催しに列しており在京しており³⁾、康応まで奉行人の在職徴証はない。なお、永徳 2 年の『新拾遺和歌集』に「おいが身の涙のとがになしはててかすむもわかぬ春のよの月」(595 号)〔1801〕という歌が入集している。これは奉行人ではなく歌人としての事跡であるが、素直によめば老いた身を詠んだものであり、彼は既に老境に達しており、康応元年の活動は

最晩年のものとなる。一方の筑後守流は『迎陽記』応永6年(1399)4月7日条に賀茂祭料足の支出に関して伊勢貞行と共に「清式部(行定)」がみえ、政所執事代としての活動とみられる。設楽薫氏が復元した「政所頭人御次第」では、応永11年まで政所執事代の任にあったのが清式部四郎左衛門大夫行定で⁴⁾、上の記事の清式部に比定され、彼が応永6年には政所執事代であったことが確実となる。執事代という要職についていることから、彼は応永以前には幕府奉行人として出仕していたに違いない。清氏は本稿で示したように『花営三代記』や公家側の記録にも全くみえないので、『花営三代記』の記事が途切れる永徳以降に奉行人に起用されたと考えられる。上述の検討および設楽氏によれば政所執事代は、少なくとも、応永6～11年までは清行定(筑後守流)、同年から永享3年(1431)までは、清秀定(和泉守流)に独占されており、両家の地位は不動のものとなったと言えよう。この他松田対馬守流の祖となる秀経が貞治6年(1367)にみえ〔1197〕、義満期以降に定着する。このように1380年代以降、安威・門真・三須雅楽・杉原氏らが応永10年代までに姿を消していく一方、奉行人層は氏・家レベルで増強されているのである。

また奉行人の職務について小川信氏は、貞治6年(1367)～応永12年(1405)までの奉行人発給文書を管領執政期ごとに整理し、頼之期には軍事・祈祷・料所認定・当事者尋問・課役免除(段銭免除・京済命令)・過所などのそれまでよりも拡大したが、康暦の政変後の第一次斯波義将期には課役免除に限定され、畠山基国期以降は課役免除を中心に当事者尋問・過所などに整理されていくという⁵⁾。当該期は確かに引付方が停止するが、段銭関連業務が奉行人の職掌となっており、新たな職務が付加されたといえる。小川氏の議論は文書発給者をストレートに権限保持者と結び付けるきらいはあるものの、奉行人職掌の傾向としては首肯しうるものである。また義満の公家社会進出に伴う業務も増えた〔1616～1623、1729～1740、1744～1751等〕。

こうした職務をこなしていくためには、一定人数の奉行人が必要であったと考えられる。そこで奉行人数氏の欠を、松田氏の主要一族や治部氏・清氏2流が入ることによって補っていたのではなかろうか。奉公衆や外様衆など他の家格のように、氏族や家の固定を重視するならば⁶⁾、室町幕府奉行「衆」成立の画期は、前述した森・山田両氏がいう1380年代より少し下がり、康応、明德年間(1389、1390)から応永10年代(1403～1413)の間となるのではなかろうか。この時期以降、氏から家は分出するが、氏は増えなくなるのである。

この点を朝廷官途の面からも補強しておきたい。南北朝末期を最後に「権少外記」に任官される人物がいなくなるのである⁷⁾。鎌倉期には中原師員や矢野倫重・倫長・富部親信など三善姓の評定衆・奉行人出身者が任官され、南北朝期には布施・雑賀・富部の三善姓に加え、安威(神姓)・門真(伴姓)など新たな氏族が任じられるようになる⁸⁾。外記は太政官において文書行政の中核を担った役職であり、評定衆・奉行人の権少外記任官は、幕府の中で文筆を担う氏族であったことを示す意図があったと考えられる。南北朝期までは武家社会での由緒、他家との関係から奉行人による権少外記任官が求められたのだろう⁹⁾。無論権少外記任官は一部の氏族に限られるが、室町期以降定着する奉行人布施氏・雑賀氏の権少外記任官の消失は、「奉行衆」の成立によって、官途による自己規定と他者へのアピールを必要としなくなったからといえよう。

たしかに「奉行衆」や「右筆方」といった表現は義教期までみられないが¹⁰⁾、すでに延文4年(1359)の奉行人諏方円忠條々では「或諸大夫、或評定衆、或右筆之列(中略)右筆仁」〔1024〕とあるように一定の階層として右筆が把握されている。下って応永2年(1395)の奉行人斎藤聖信書状では¹¹⁾「惣之奉行中にても、於_二九州_一者、無二之御忠之由、披露申了」とあって、「惣之奉行中」と

いう一定の奉行人集団の存在がみえ、奉行人は一定の階層かつ集団として認識されていた。奉行の職掌面では康応から応永10年代以降も、論人奉行制¹²⁾の整備や意見制の成立¹³⁾、奉書の取り扱い事項の増加¹⁴⁾、などがみられるが、氏族・家の固定という観点からは、鎌倉幕府から存在した奉行人層は、康応・明德から応永10年代に特定の氏族・家の世襲となる室町幕府の「奉行衆」として再編されたのである。当該期は外様衆や相伴衆といった他の家格に先んじて奉公衆（番衆）の整備が進んだ時期であり¹⁵⁾、奉行衆は、奉公衆の成立と軌を一にして室町殿や管領などを首班とする室町幕府権力を支える一翼となったのである。

付氏族研究：南北朝期室町幕府奉行人布施氏の基礎的研究

(1) 鎌倉時代の三善姓布施氏と出自

文明17年（1485）に奉公衆と奉行衆が対立し奉行人を殺害する事件が起きた¹⁶⁾。その奉行衆の中心人物であり、殺されたのが布施英基であった。このように室町幕府奉行人布施氏は応仁の乱後の室町幕府にあっては、有力奉行人の代表格であったといえるが、これまで布施氏の専論はなく、室町中期において有力な一族であったものの、そこに至る経緯は明らかでない。本稿では筆者の力量から鎌倉期から応永年間までに限られるが、布施氏の動向を追究し、室町幕府を支える「奉行衆」の一端が形成される過程を明らかにしたい。

布施氏は南北朝期においては道乗、資連一基連父子の3名を出し、とりわけ細川頼之執政期に盛期を迎えた氏族である。室町幕府以外でも文筆・法曹業務に携わっており、鎌倉府では公方氏満の近習兼有力奉行人を出した¹⁷⁾。また播磨守護赤松氏の在京奉行人にも布施氏がみられる。赤松氏には飯尾氏も仕えており、幕府奉行人一族であると考えられる。両氏ともに播磨に所領を持っており、そこから被官化したのであろう¹⁸⁾。このように中世後期には広く文筆をもって活躍した一族であったが、その源流はどこにあり、それが布施氏の展開といかなる関係にあるか検討したい。その上で南北朝期以降の活動をみていきたい。

鎌倉幕府奉行人としての布施氏の初出は、嘉暦元年（1326）に登場する布施兵庫允である¹⁹⁾。三善姓の奉行人の中で布施氏は、もっとも遅く姿を現しており、新興の一族といえる。だが、『吾妻鏡』（以下、『鏡』と略称）には布施左衛門尉康定・同左衛門太郎康高が登場しており²⁰⁾、これらと奉行人布施氏とはいかなる関係かが問題となる。

やや遠回りとなるが、先に布施康定・康高の本貫地について検討したい。候補は『鏡』文治2年3月12条所引同20日関東知行国乃貢未済庄々注文の信濃国に「布施本庄 布施御厨 富部御厨 三井寺領 善光寺 若月庄」とみえる布施本庄／御厨である（現長野市篠ノ井布施高田・布施五明付近）。この康定と康高と信濃のかかわりについてみていきたい。

まず康定は「施絹布等於善光寺僧徒給、布施右（左カ）衛門尉（康定）奉_レ行之」（『鏡』建保3年（1215）12月20日条）とあり、善光寺僧徒らに絹布を与える奉行となっている。牛山佳幸氏は本史料について、幕府による善光寺への経済援助とし、布施氏を上述の布施御厨の地頭かと推定している²¹⁾。次に康高については、「海野左衛門尉幸氏与_レ武田伊豆入道光蓮相論上野国三原庄与_レ信濃国長倉保_レ境事（中略）可_レ沙汰付_レ之旨、被_レ仰_レ含于伊豆前司頼定、布施左衛門尉康高等_レ先畢」（『鏡』仁治2年（1241）3月25日条）とあり、康高が信濃御家人海野幸氏と武田光蓮との堺相論において、両

使一方となっている。もう一人は前掲関東知行国乃貢未済庄々注文にみえる若槻荘の若槻頼定であり信濃御家人である²²⁾。当該期の東国使節遵行制度を検討した多田実道氏は、本事例にも触れ、寛元2年(1244)までは在鎌倉の御家人が使節として直接現地に派遣されたとした。本事例については、若槻頼定が直前に鎌倉にいた形跡があることから、若槻・布施両氏は鎌倉から現地に派遣されたとする。一方で正応3年(1290)以降の使節遵行では近隣の御家人が遵行使に起用される例が増加するという²³⁾。上述のように若槻頼定は論所近隣の若槻荘出身であることを踏まえれば、布施康高も近隣に所領があると推定され、やはり布施本荘／御厨に本貫地が求められよう。少なくとも本事案の沙汰付に際して、両者は鎌倉にありつつも、論所近隣の御家人であった点が選定理由となったと考えられる。

以上数は少ないが康定・康高とも北信濃で足跡を残し、通字「康」も共通しており、『鏡』での登場時期からみても親子であると考えられる。その本貫地は、両者が北信濃で活動していることから、前掲関東知行国国内乃貢未済庄々注文にみえる布施本庄／御厨のどちらかに比定される。両者とも鎌倉での活動もみられるので(『鏡』建保2年(1214)4月21日条、嘉禎元年(1235)6月29日条)常時在国とは限らないが、信濃国が本貫であったことは間違いない。

ところで、上記の注文には布施御厨と並んで富部御厨がみえるが、両御厨とも地域的には長野盆地にそそぐ千曲川と犀川に挟まれた場所にあり、富部御厨は西側を布施御厨と接している。富部御厨は三善康信の子孫で備後国大田荘大田方地頭であり、鎌倉・室町両幕府奉行人となった富部氏の本貫地と推定される。奉行人布施氏とも関係するので、若干みていきたい。

井原今朝雄氏は平安末期にこれら布施・富部御厨に土着し開発領主となった伊勢平氏一族の平正弘の子孫が布施三郎惟俊・富部三郎俊と称して土着し、養和元年(1181)に越後城氏と木曾義仲がこの富部御厨内の横田河原で合戦に及び、富部家俊が木曾義仲方として戦死したことを指摘している。また『鏡』建長2年(1250)3月1日条所収閑院内裏造営注文にみえる「布施左衛門尉跡」、2代將軍頼家近習の富部五郎をこの伊勢平氏の後裔とする²⁴⁾。この内、富部五郎については、飯沼賢司氏が、三善康信の子で、承久の乱後に大田荘太田方に西遷した地頭太田五郎兵衛康継に比定されることを明らかにしている²⁵⁾。氏が検討した(承久3年)6月13日六波羅御教書案に「然者西国の御りやうへ御くたり候て」とみえ²⁶⁾、御教書発給時点でまだ富部康継は大田荘にいないにもかかわらず富部五郎と呼ばれている。そもそも太田荘内には富部という地名がなく、富部氏の名字の地は大田荘ではない。とすれば、大田荘に下向した富部氏の名字の地は、東国にあったと考えられ、富部御厨が有力となる。三善姓富部五郎は『鏡』正治元年(1199)11月18日条が初出であるが、平姓富部氏が滅亡して以降に三善氏に富部御厨が与えられたと考えられる。布施御厨に接する富部御厨は、康信流三善氏のうち、富部氏の本貫地であったと推定されることを押えておきたい。

次の史料はこの布施・富部両御厨とともに千曲川・犀川に囲まれた地域に存在した石河荘に関する史料である。東から西に富部・布施・石河荘と境を接していた²⁷⁾。鎌倉後期の史料であるが、三善氏が現れるので、ここで検討する。

【史料1】「金沢文庫文書」正和5年(1316)4月25日三善康基田地売券(『神奈川県史』資料編2古代・中世(2)、2022号)

(信濃国石河庄)

[] 二柳郷惣領分事

[] 名・西心跡名・弥四郎入道名^(康力)豊、[] □□基之□妻三善氏女所領也。然□□□与也。^(譲)
 彼宮王幼稚之間、^{抄 込}康基□□造営之料^(リ)、明年丁巳年^(年)ヨ□甲子□[] 八箇年八作^(候者力)ヲ、直錢肆拾伍貫□□売渡也。若公私ニ付^(康)テ相違する事[] □基か知行分美濃国牛牧庄内上田十^(町并力) []

畠十町撰取、可_レ被_レ知行_一候。水損、旱損、風^(損)□□て作人難渋時者、年をのへて、此^(八カ)□箇年可_レ被_レ知行_一候、仍為_一後日証文_一之状^(如件カ)〔 〕

正和五年四月廿五日「忠直」(花押) 如心 (花押)

三善康基 (花押)

本史料は三善康基の妻三善氏女(如心であろう)が、その所領である信濃国石河荘二柳郷内惣領分の田畠を売り渡すものである。買主は本文書が金沢文庫に伝来しており、さらに後に本史料にみえる牛牧庄をめぐって称名寺とこの康基が相論を起こしているので称名寺である²⁸⁾。まず注目されるのが、売主が三善姓であり、康定・康高と同様の通字を持つ点である。また石河荘二柳郷は布施御厨と接しており、地縁的なつながりを想起させる。

康信流三善氏が石河荘二柳郷を拝領・取得したという史料はないが、布施御厨／本庄富部御厨に隣接する所領であり、三善康基は康信流とみてよいのではなかろうか。その妻が三善氏であり、近隣の三善氏一族との同族間婚姻であることを物語る。三善氏はこの千曲川・犀川に挟まれた当地を鎌倉初期に拝領したか、後に近隣所領を手に入れていったと推定され、信濃国更級郡富部・石河荘にまたがる一定の地域を支配した信濃御家人であった。

とすれば、富部御厨・石河荘に挟まれ、布施本庄／御厨を本貫とする布施康定・康高についても、三善姓である可能性が高まる。布施康高が三善姓であると推定しうる史料は、『鏡』暦仁元年(1238)2月17日条所引九条頼経上洛交名である。本交名は頼経入京の際の随兵交名で、上杉和彦氏は本上洛が頼朝の建久以来43年ぶりに実現したもので、御家人にとっては名誉となったが、大きな負担になったことを指摘している²⁹⁾。一方で大きな負担に耐えうる一定規模の御家人であったことの証左ともなる。さて、この交名には御所随兵全64番の人名を載せていて、そのなかの38番に「善右衛門次郎(一宮康有) 弥善太右衛門尉(三善康義) 布施左衛門太郎(康高)」とみえる(人名比定は『吾妻鏡人名索引』に拠る)。この番編成では同族が同番に配置される傾向にあり³⁰⁾、布施康高は三善氏の二人と並んでいる点からみて、三善姓であると考えられる³¹⁾。そうであれば、康信流三善氏は千曲川・犀川に囲まれた富部・布施両御厨／本荘・石河荘二柳郷にまたがる広汎な地域を所領とし、上洛に供奉できるほどに経済力を蓄えた御家人であったとみなすことができる。したがって、布施氏と富部氏は、比較的近い血縁関係であったと考えられる。

そうした信濃御家人であった布施氏がなぜ鎌倉末期になって初めて奉行人として現れるのであろうか。その要因としては金沢北条氏との関係および、経済的困窮・同族の支援が想定される。

まず金沢氏との関係については、嘉暦元年の金沢貞顕執権就任時の評定始において、布施兵庫允が鬨役を務めていることが注意される³²⁾。評定始の鬨役は、室町幕府作法であるが奉行中の若衆が務める習わしであり(「室町家御内書案」上『改定史籍集覧』27、643頁)、本評定始に布施氏が列していることは偶然ともいえる。また当該期における幕府の人事権は長崎円喜と安達時顕が掌握しており、連署である貞顕には人事権はなかったとされている³³⁾。執権辞任・出家後の事例ではあるが、貞顕は六波羅引付管領の人事、六波羅評定衆の昇階に関して意見を聞かれ具申しているので³⁴⁾、なかなか貞顕自身の任執権評定始では長崎・安達両人と貞顕との間で人選の意見調整がなされ、布施兵庫允が選ばれた可能性もあるが断定はできない。したがって、この事例から金沢氏と布施氏との密接な関係を過度に読み取るのは難しい。一方で、牛山氏は、金沢氏が布施・富部御厨近隣の水内郡大田荘を所領としていただけてなく、鎌倉後期には善光寺信仰を強め鎌倉の自邸や所領に新善光寺を建てていたこと、そうした前提として称名寺が善光寺信仰の拠点であり、称名寺二代目長老

劔阿や寺僧が善光寺に参詣するなど善光寺信仰を高めていたことを指摘している³⁵⁾。上述のように布施氏の先祖と推定される布施康定は善光寺への絹布施入の奉行となっていたことからすれば、金沢氏・称名寺による北信・善光寺へのアプローチが布施氏との接近の契機となったことは想像に難くない。【史料1】で称名寺が三善康基から石河荘二柳郷を購入しているのは、北信地域に接近する称名寺の動きの中に位置づけられよう。

結局のところ、貞顕は嘉暦の騒動で出家してしまい、「金沢文庫古文書」等に布施兵庫允が出てこないで、両者がどのような関係を結んだのかは不詳とせざるを得ないが、上述した状況からみて奉行人布施氏は、信濃三善氏の系統であり、称名寺・金沢氏との関係が幕府に出仕する一つのパイプになったのではないかと考えられる。

もう一点の経済的な困窮・同族の支援については、【史料1】では同族の康基が所領を売却しているし、後の史料であるが布施御厨中条一部地頭職を市河氏が所持しており³⁶⁾、布施氏は御厨全体の支配を行っていたわけではなかったようである。また参考までに同族の富部信連の動向をみると、正和4年に彼は太田荘山中郷地頭職を失うが、翌年から幕府奉行人として現れており、所領喪失の影響により鎌倉に上り奉行人となっている³⁷⁾。信連は元徳元年(1329)に越訴を起こし、その際高野山雑常了信に対して「問注所執事信濃前司入道一向我有と令_(太田時連)秘計_(矢野善久)候、伊賀入道以下信連一門数輩公人にて候之間、内外秘計可_レ為_レ拔群_三候」と自称しており(『備後国太田荘史料』一、187)、血縁の近い太田氏だけでなく矢野氏とも一門意識を強固に持っていた。富部氏は歴代在国しており奉行人を出す家柄ではなかったが、鎌倉に昇ったのは一門のバックアップを期待してのことであろう。布施氏も経済的な困窮を抱えており、金沢氏との関係もさることながら、一門の支援を期待して、奉行人になることを選んだのではなかろうか。

以上、推測に推測を重ねてきたが、鎌倉幕府奉行人布施氏の本貫地は、信濃国布施御厨／本庄であり、布施康定・康高の系譜を引く一族であると考えられる。【史料1】にみえる康基とも血縁が近いといえるかもしれない。そうすると元弘3年(1333)にみえる布施資平も後にみる布施資連と共通する実名を持っており、三善姓信濃布施氏の可能性が浮上する³⁸⁾。奉行人布施氏とは別の在地に残った系統とみなすことができよう。

布施氏が鎌倉幕府奉行人であったというのは信濃国に地盤があり、かつ金沢氏との接点があったからであろう。後年、布施兵庫允と同じ官途を持つ布施兵庫大夫得悦・布施兵庫允季康が、康暦元年(1379)～応永18年(1411)頃まで鎌倉府に在職している³⁹⁾。官途名が唯一の手掛かりとなるが、鎌倉府に布施氏が出仕したのは信濃に基盤があり、鎌倉幕府に出仕していたことによるものと思われる。この点は、同じ信濃出身で京都と鎌倉府双方に出仕した依田氏とも共通する性格といえる⁴⁰⁾。南北朝期以降、布施氏は鎌倉府と室町幕府に分かれて、それぞれの道を歩む。以下、室町幕府布施氏の動向を見ていきたい。

(1) 建武政権～足利尊氏・直義執政期

鎌倉幕府が倒れ建武政権が成立すると、布施氏は、彦次郎入道道乗が建武元年(1334)8月の「雑訴決断所結番交名写」の2番東海道に名を連ねた〔10〕。飯尾氏や雑賀氏のような雑訴決断所牒の発給は確認できないが、これは史料の残存状況によるものである。

建武政権の瓦解後、布施氏は、室町幕府に出仕した。また、同族の富部氏は、信連の子息間で南朝・幕府方に分裂している。すなわち信連の子で左兵衛少尉資連(後述の布施資連とは別人)は南朝に

(「高野山文書」宝簡集 33 延元 2 年 (1337) 12 月 24 日三善資連備後国太田庄山中郷寄進状『大日本古文書』)、時連実子で富部氏に入った親信は幕府についた〔252 など〕(『外記補任』)。富部親信は実父時連と行動を共にしたため幕府に出仕したものと考えられる。新田義貞に仕えた斎藤季基のように〔62〕、この段階での奉行人層の動きはなお流動的であった。布施氏が幕府に出仕したのは、富部親信同様に宗家筋にあたる太田時連に歩調を合わせたためであろう。拙稿③では治部氏が幕府に出仕した背景に金沢氏との関係を指摘したが、布施氏が金沢氏に被官化していたかまでは判然としない。布施氏が幕府に出仕した理由として、治部のような金沢氏との関係は想定しえたとしても副次的なものであり、主因は太田時連との関係に求めるのが自然である。

さて、道乗の活動でもっとも重要なのは、「建武式目」の起草である〔65〕。周知のごとく、「建武式目」の実質的な起草者は明法官人出身の中原是円であり、制定の指導者は直義とみなされている。この起草者の内、武家出身者は太宰少弐、明石民部大夫行連〔64〕、太田七郎左衛門尉、布施道乗であり、明石・太田・布施は旧鎌倉幕府の官僚であった。この内、「太田七郎左衛門尉」について森茂暁氏は踏み込んだ検討を施し、問注所執事であり「武家宿老」と評され直義の側近であった太田時連〈道大〉の近親と推定され、それ故に起草者に七郎左衛門尉顕連が関与しえたと言及する⁴¹⁾。前述したように鎌倉末期の富部信連は太田氏や矢野氏に対して強い一門意識を持っており、布施氏も太田氏との一門意識を有したであろう。奉行人としては新興の布施氏が「建武式目」編纂に携わったのは、太田時連の一族であったからと考えられる。森幸夫氏は太田・明石・布施氏がいずれも鎌倉幕府系であり、立法の機能を有した鎌倉幕府官僚層の経験や知識が必要だったのではないかと指摘している⁴²⁾。多くの奉行人の中で道乗が立案者となった理由は、太田氏の一族であるということ以外に判然としない上、そもそもなぜ時連本人が関与せずに縁者が立案者になっているのかという疑問も成り立つが、布施氏にとっては奉行人としての能力を示す試金石となったであろう。

その後道乗に代わって登場するのが、南北朝時代の奉行人布施氏の中核となった資連である。室町幕府奉行人布施氏の基礎はこの資連によって築かれたと言っても過言ではない。初見は暦応元年 (1338) で、史料により時期に混乱があるが、仮名を奥太郎とし弾正忠に任じられ〔85、89〕、貞治 4 年 (1365) ～同 6 年には弾正大夫〔1150、1219〕、応安元年 (1368) に入道し法名昌椿と称す。その後、永和末頃まで存命であった。

資連は吉良満義方引付の奉行人をつとめ、侍所も兼務している〔85、89〕。康永 3 年 (1344) 3 月 21 日の引付番文⁴³⁾では上杉朝定方引付方、上杉重能方内談方奉行人の最下位に列した〔329、364〕。これ以降所見が増加していく。自身の所領関係以外の活動をあげると、①年貢対捍に対する尋下〔381〕、②飯尾貞兼と共に和与状の裏証判〔497〕、③飯尾貞兼ともに訴訟問い合わせへの答申〔502〕、④中沢信綱と共に使者発遣〔519、520〕、⑤催促状の封じ下し〔535〕、⑥「召符」(召文カ)の発給〔546〕とすべて内談方の業務であり、実際②③は上杉重能方の同僚飯尾貞兼との組み合わせであった。

この間特殊なものとして資連は「御宿所事奉行」となっている。『師守記』康永 3 年 5 月 27 日条「今朝御宿所事奉行立、使、両使布施弾正、合奉行飯尾左衛門大夫貞兼也」〔382〕とあって、中原家を飯尾貞兼と共に訪ねている。同 16 日条によれば尊氏邸の門といくつかの大名宿所が焼亡したようであり、御宿所奉行はこれに関連するのではないか。小林保夫氏は当該期の武士の宿所について、侍所が家屋を点定しそれを武士に提供することが行われた一方、観応の擾乱期にみえる武家洛中屋地の充行・訴訟を担う「地方」も暦応頃からすでに始動していたと推定している⁴⁴⁾。しかし、松井直

人氏は当該期の大名・武士の宿所獲得に際して幕府からの充行は一般的でなく、伝手による武士・公家・寺社邸宅の借用が基調であったと述べている⁴⁵⁾。合奉行飯尾貞兼は侍所奉行を兼ねており〔365〕、資連も侍所奉行の所見がある。本職は宿所焼失という非常時において、大名邸宅の探索にあたる臨時職であったのではなかろうか。

布施氏の初期室町幕府における活動を整理すると、布施道乗が建武式目の立案に関与した後は、資連がその跡を継ぎ、主として引付（内談）奉行として出仕した。特に康永3年の引付方改編後は、御宿所の奉行を除き、資連の活動はほとんど内談方専属というべきものであった。貞和5年（1349）8月15日の高師直による政変によって、足利直義の側近であり資連の上司であった上杉重能を始め、奉行人斎藤利泰・飯尾宏昭に至るまでが失脚した。これを機に引付方も再編されるのだが、資連は引き続き三番斯波家兼方に留まった〔581〕。以降、段階的に観応の擾乱が進展していくが、節を改めて布施氏の動向を見ていきたい。

（2）観応擾乱期から足利義詮期

貞和5年8月の引付方再編以降、布施氏が現れるのは、観応2年（1351）10月27日付足利義詮御判御教書〔727〕で、資連は康永3年以来所持していた美濃国大谷郷地頭職〔400、404〕の沙汰付を受けている⁴⁶⁾。観応2年7月30日に足利直義は幕府を出奔、多くの評定衆・奉行人が従った⁴⁷⁾。貞和5年から観応2年10月までの資連の足取りは辿れないが、最終的に彼は幕府に残ることを選んだ。上述の康永3年の引付方改編以降の上司であった上杉重能は貞和5年12月に殺害され、同族の飯尾宏昭は観応2年6月に病死〔713〕、内談方同番の飯尾貞兼は観応の擾乱期に活動をみせなくなるが、資連はそれらとは袂を分かったといえる。拙稿②で安富氏では、高師直が頭人の恩賞方で貞嗣が、引付方や恩賞方に行長が出仕したものの、観応の擾乱期にはそれまでの所属・上下関係とあべこべになったことを指摘したが、資連もこうした動きをみせた奉行人であった。

義詮期における資連の所見は少ないが、延文4年（1359）12月の足利義詮尼崎出陣に従い、祈祷御教書の奉行を務めている（延文5年（1360）10月日社務執行宝寿院願詮申状案（『増補八坂神社文書』845号〔1045〕）。本申状案は祇園社執行願詮が前執行静晴らの執行職所望に対抗する措置として幕府に提出したものである⁴⁸⁾。本申状によれば、擾乱の時に奉行人が敵味方区別なく祈祷御教書を書き賦っており、静晴は資連を語らって祈祷御教書を獲得した。だが願詮の支申により御教書の召返となり、さらに資連は「彼執筆奉行」を「改替」されたという。何らかの不首尾があった可能性もあるが、敵味方問わない御教書の発給は当時常態化しており（『室町幕府追加法』79延文2年（1357）9月10日令『中世法制史料集』）、このことが原因で失脚したとも考えにくい。

資連は、延文4年12月に成った新千載和歌集に入首しているように〔1037〕、和歌にも造詣が深かった。貞治3年（1364）の新拾遺和歌集〔1131〕、後には永徳2年（1382）の新後拾遺和歌集〔1812〕、死後の永享5年（1433）の新続古今和歌集にも入っている。ほか、貞治3年（1364）・4年頃の成立と推定される「一万首作者」にも名を連ねており、五位に叙されたことが知られる〔1150〕。また貞治4年12月には子息の布施善太康冬を権少外記に任ずる足利義詮官途吹挙状が出され、翌2月21日の口宣案によって正式に任じられた⁴⁹⁾。あくまでも子息に対する任官事例であり、他には和歌関連の史料に限定されるが、義詮周辺での活動が確認できる。安威性遵や諏方円忠、小田知春といった義詮の近習層であった徴証〔1080、1081、1083〕はなく、奉行人としての活動も少ないが、和歌史料をみる限りでは義詮との良好な関係は続いていたとみられる。

資連の奉行人としての活動が再確認されるのは貞治6年(1367)である。義詮が山城国寺社本所領の返付を開始した貞治6年6月27日・7月5日・7月25日・9月25日と連続開催された御前沙汰に安威性遵・布施資連・雅楽道観・松田貞秀が列している〔1219～1233〕。これらの御前沙汰はいずれも寺社本所領の回復を意図したもので、貞治5年(1366)8月の政変後に守護未補の旧斯波分国を中心に奉行人を現地に下して寺社本所領の返還が行われたことと併せて義詮主導の政策であった⁵⁰⁾。この御前沙汰は政所執事二階堂行元や評定衆に昇進した安威性遵⁵¹⁾、義満の御産奉行を務めた松田貞秀(これは当然義詮からの任命である)⁵²⁾など義詮の腹心たちで構成されている。『師守記』の伝えるところでは、資連は奉行人の最上首となっていた。

延文4年以降奉行人としての活動が全くみえない資連が、御前沙汰の奉行人として登場したのは、貞治5年(1366)の政変が影響しているのではなかろうか。この時、政所執事代が斎藤基名から基能に交替、恩賞奉行中沢信綱・依田時朝が除かれた〔1162～1165〕。この内依田時朝も康永元年(1342)には出仕しており資連に伍するほどには古参で〔242〕、延文3年(1358)には奉行人の俗人上首が務める評定始奏事役を務めている〔1017〕⁵³⁾。順当に行けば時朝も御前沙汰に出仕していても不思議ではなかったが役を外れている。守護が未設置となった旧斯波分国などでの寺社本所領返付では性遵の子安威直資や斎藤康行が初めて登場しており〔1167、1171、1190など〕⁵⁴⁾、奉行人の再編が行われた。資連が御前沙汰奉行人の最上首となったのは出仕年次の長さという面もあったであろうが、貞治5年の政変で他の有力者が排除されたことが要因と考えられる。このキャリアは資連、ひいては幕府奉行人布施氏の発展にとって決定的な意味を持った。

(3) 足利義満期から義持期

義満期になると布施氏は大きく活躍の場を広げる。布施氏の活動としてまず取り上げるべきは、応安元年(1368)6月17日令いわゆる応安大法の奉行である〔1255〕。この日幕府では御前沙汰始が行われ、貞治6年7月5日同様に政所執事二階堂行元が参仕し(『花営三代記』同日条)、応安大法が發布された。周知のごとく本法は、室町幕府の荘園政策および半済令研究で注目を集め、近年でも議論が続けられている⁵⁵⁾。本稿では法文の主旨には立ち入らないが、立法者の面でいえば、御前沙汰に参加した二階堂行元と本法の起草者布施資連が前年の義詮御前沙汰の人員と一致する点が注目される。政策立案に当たって頼之は義詮最晩年の御前沙汰衆を引き続き起用したことがうかがえ、荘園政策に精通するスタッフを登用して政策を進めていこうとする意図が看取される。また資連は本法によって出家していることが知られるが、これは義詮の死去に合わせたものであろう。

このように資連は頼之政権下において順調な滑り出しをみせた。その後資連のキャリアにおいて重要といえるのが、公人奉行、禅律・長老奉行、山門右筆への就任、式評定衆への昇進である。また当該期になると子息基連が出仕し始め、奉行人家の順調な継承が図られていた。

まず年次順に公人奉行からみてきたい。資連は『花営三代記』応安4年(1371)10月19日条によると公人奉行に任命された〔1347〕。史上この『花営三代記』の記事が公人奉行の初出である。南北朝期の公人奉行は、同記にしか現れずいずれも補任の事実を知らせるのみであるが、公人奉行は奉行人中の重職である。設楽薫氏は15世紀前半の御前沙汰運営を検討する中で公人奉行が重要な役割を果たしたと述べる⁵⁶⁾。その地位は、藤次を超越する可能性もあるが、原則としては奉行衆の上首が就任するものであった。資連の公人奉行就任時の藤次は、貞治6年義詮御前沙汰をみる限り最上首であり、順当な就任であったといえる。このことから、当時幕府の首班であった細川頼之と資連

との関係はかなり良好であったことも看取される。

さて、公人奉行の職掌を同じく設楽氏の研究によりみてみると、「則可_レ為_二諸奉行頭_一之由、被_二仰付_一、付_二中諸奉行公事_一、下総守(飯尾為数)不_二存知_一者不_レ可_二成敗_一之由被_二仰付_一」(『経覚私要抄』長祿2年(1458)7月13日条)とあり、奉行人公事申沙汰の総轄が主たる職務であり、また御前沙汰における「伺事」に毎回臨席し指揮にあたることであった。さらに評定衆・右筆方による「意見」の召集・取りまとめなども官掌した。

では頼之期の公人奉行の職掌はいかなるものであろうか。まず、義教期以降のいわゆる「意見制」はまだ成立していないのでこれに関する職掌は存在しない。そこで当該期の職掌について、所務沙汰の面から検討を加えたい。細川頼之執政期の所務沙汰は、御前沙汰と引付方によって運営されていた⁵⁷⁾。近年山田徹氏は將軍御判御教書および執事(管領)奉書・引付頭人奉書による沙汰付命令の日付から所務沙汰の運営実態を検討し、義詮期～頼之執政の応安年間までは御前沙汰・引付方が式日運営され、永和4年以降式日運営が衰退し奉行人が將軍に伺事を立てて決裁する方式が展開したことを明らかにした⁵⁸⁾。

この「伺事」形式が展開した時期ではあるが、松田貞秀の事例から当該期の公人奉行の職掌を推定してみたい。松田貞秀は永徳末から至徳初年にかけて公人奉行に就任したとみられる⁵⁹⁾。はじめにで取り上げた応永2年の斎藤基千〈聖信〉書状に「先年我々吉野陣より罷上り候之時、蒙_レ仰候し御安堵之事、申沙汰仕候て、至徳二年八月五日御安堵并管領御施行松田丹後守為_二奉行_一申成候キ」[1921]とあり、この時松田貞秀が担当したものが、「肥後阿蘇家文書」至徳2年8月5日管領斯波義将奉書、同日足利義満袖判御教書写(九5915、5916)に該当する。この斎藤基千〈聖信〉は今川了俊の京都代官兼幕府奉行人であり、了俊とともに九州にいたが永徳3年(1383)6月以降に上洛している⁶⁰⁾。聖信は至徳2年9月11日に阿蘇氏に宛てて書状を送り[1929]、「京都への御申の條々申沙汰候て、御安堵并当国(肥後国)南郡の事落居候間(中略)御安堵ハ御所の御判にて候。南郡の事ハ、管領の御教書にて候。若此御文字わるく候ハ、重承候て、御所の御判にて申さた仕候へく候」と伝えている。この「御安堵」と「当国南郡」「管領の御教書」は、松田貞秀が担当した前述至徳2年8月5日の管領奉書・義満袖判御教書写に相当する。聖信は管領奉書の「御文字」が悪ければ、「御所の御判にて申さた仕候へく候」と自身が改めて申沙汰を行うと伝えており、やはり本事案の担当であったと考えられ、応永2年に自身が書いた書状と矛盾するのである。

では至徳2年8月5日の両文書の発給を申沙汰した斎藤聖信と松田貞秀の関係をどう理解すべきか。そこで想起されるのが『武政軌範』「内談儀達_二上聞_一事」である。これは引付内談篇の一部であるが、同書では安堵は「為_二御前御沙汰_一歟」とされている。至徳年間には引付は動いておらず、前述義満袖判御教書は貞秀による伺事で決裁されたと考えられる。同日の管領御教書も同様であろう。さて、「内談儀達_二上聞_一事」で注目したいのは、「御前未参仁」は「開闔」が同道して本奉行人に代わり披露し、「諸家見参之輩」もこれに同じとある点である。つまり、伺事に際して「開闔」が「御前未参衆」に代わって披露するということになる。斎藤聖信は、永徳3年に上洛して以来日の浅いことも踏まえれば、本奉行人ではあったものの「諸家見参之輩」でありさらに後代でいう御前未参衆だったのではないか。そこで公人奉行である松田貞秀が彼に代わって披露したため、本事案の正式な担当奉行が貞秀になったと考えられる。この「開闔」=公人奉行とみなすことについては異論があると思われるが、至徳年間には引付方は中絶しており、貞秀が聖信の代理を務めたとしても不自然ではない。

長い説明になったが、当該期の公人奉行の職掌としては、御前未参衆が担当する事案については、伺事に臨席し、本人に代わって披露するということが挙げられよう。資連が公人奉行となった応安4年当時はまだ御前沙汰も引付方も開催されていたが⁶¹⁾、引付奉行ではあるが、御前沙汰衆ではない奉行人がいても不思議ではない。公人奉行資連は御前沙汰の式日には出席し、奉行人の指揮を執るだけでなく、御前未参衆の代理を務めたと推定される。資連自身が担当する訴訟だけでなく、御前未参衆の代理も行っており、御前沙汰における発言権は軽視できるものではなかったと考えられる。

もう一点公人奉行の職掌として挙げ得るのは引付番文の施行である。『常照愚草』番文之事に「是は五方引付の番文なり（中略）番文と申事、昔は其時代之公人奉行、一代に必申沙汰仕て、人数を注たる事也」（『続群書類従』24下）とあり、公人奉行は一代の重事として引付番文の申沙汰を行った。事例としては、後代であるが、公人奉行飯尾貞元〈常恩〉が番文施行を行っている（『斎藤親基日記』応仁元年（1467）2月10日条）資連は公人奉行の在任中に数え得るだけで応安5年6月21日、同6年7月23日、同7年6月1日と3度、惣奉行京極高秀の許で内談（引付）番文の右筆を務めている〔1396、1444、1485〕。当該期は観応年間以前にはおよばないものの引付方が稼動していた時期であり、幕府は年に1度、6月に番文を作成し、人事の刷新を行っていた。公人奉行が奉行人の人事にどこまで介入しえたかは今後の課題とせざるを得ないが⁶²⁾、資連は公人奉行としての職務に励んでいたのである。資連は永和4年（1378）に雅楽忠清〈道観・道喜〉に交代するまで7年ほどその任にあった。

資連は公人奉行就任のやや後応安4年12月30日に禅宗寺院を管轄とする長老奉行にも任じられた〔1380〕。この事情については山家浩樹氏の研究に詳しく、氏の成果に拠って資連の活動を整理する。応安元年にいわゆる南禅寺楼門破却事件が勃発する。頼之は山門の圧力に屈して楼門を破却、だがさらに京都禅宗界のトップであった春屋妙葩を南禅寺住持につけようとするが、春屋はこれを断って応安4年11月に丹後雲門寺に隠棲した。その春屋の後に南禅寺に就いたのが春屋の弟弟子龍湫周沢であった。資連が長老奉行に就いたのは、その直後にあたる。この人事は、頼之による京都の禅宗寺院政策を進めていくための布石であった。山家氏も指摘するようにこの頃出た禅宗関係の幕府追加法9種の内8種が資連の奉行によるものである。また資連とその子息基連らは永和4年（1378）所領三か所を龍湫周沢に寄進しており、龍湫の塔頭南禅寺慈聖院の所領となった。資連と子の奉行人基連は職務を通じて龍湫に接近し、自身の政治的地位の確保を目指して寄進したと山家氏は評価する⁶³⁾。

また山家氏は指摘していないが、南禅寺楼門破却事件と関連するものとして応安4年10月19日の山門右筆就任が挙げられる〔1347〕。この時惣奉行京極高秀、右筆松田貞秀も併せて任じられている〔1348〕。南禅寺楼門破却事件当時の山門奉行は安威性遵で、山門からは南禅寺を引汲したとして糾弾され、さらに失言を放った⁶⁴⁾。その直後には任を解かれてはいないが、応安4年に資連・貞秀が山門右筆となったのはこの余波であろう。応安元年の山門強訴で振り捨てられた日吉神興は翌年8月に帰坐したが造替は行われなかった（『続正法論』『増補八坂神社記録』2301号）。幕府としては応安5年（1372）7月11日に門真周清を奉行として日吉神興造替段銭の賦課を命ずる事書を出し〔1398〕、山門末社祇園社の閉籠が解かれるなど（『社家記録』同8月9日条）、一時融和の動きはあったが、最終的解決は康暦元年（1379）まで持ち越された⁶⁵⁾。門真が山門右筆に任じられたという史料はないが、日吉神興造替段銭の賦課は南禅寺楼門破却事件から続く対山門政策の措置であることは明らかである。布施・松田両名の山門右筆としての具体的な活動はうかがい知れないが、南禅寺楼門破壊事件に端を発する一連の事件の中で、資連は長老奉行として禅宗を、山門右筆として対山門政策を担い、

頼之の宗教政策の実働部隊としての重責を担ったのである。

その後資連は応安5年3月12日に評定衆、そして同6年12月27日に式評定衆に任命された〔1391、1470〕。中田薫氏は評定衆と式評定衆との違いを考察し、評定始に評定衆の一員として着座するためには式評定衆に任じられることが必要であることを明らかにした⁶⁶⁾。資連は確かに応安7年(1374)3月23日評定始に式評定衆として着座した〔1476〕。設楽氏は式評定衆への昇進は奉行人の筆頭格のみで、当該期では奉行人の上首一名か二名であったと指摘しており⁶⁷⁾、資連は最高級の榮譽に預かったといえる。これは順調な昇進ともいえるが、過去には失脚した奉行人も多く、公人奉行・長老奉行・山門右筆として頼之の政務を助けた資連にとっては、頼之からの信を得た証とうつったであろう。

式評定衆に昇った後も彼は政務の一線から退かず、東寺奉行や仁政方への転任、円覚寺奉行、侍所番文の施行などに携わり、幕府御会始では和歌の作者として参仕した〔1508、1511、1514、1530、1556〕。しかし、暦応元年から出仕していた彼はこの頃相当に老齢になっていたと思しく、永和4年(1378)12月12日公人奉行・長老奉行が同時に交代となり〔1577、1579〕、前述のように所領の但馬国土田郷内墓垣村地頭職を龍湫周沢に寄進している〔1573〕。この時に、資連本人に先立って子息基連らも当該所領を寄進している〔1572〕。至徳2年にはそれ以前に龍湫に寄進していた越中国阿努荘半分地頭職の沙汰付が行われたが〔1926〕、山家氏が指摘するように永和末には死去したものと推定される⁶⁸⁾。資連の所領は山家氏によって但馬国土田郷墓垣村地頭職、美濃国大谷郷、越中国阿努荘地頭職半分が知られていたが、応安5年に政所料所として与えられた東寺領山城国下久世荘内小坂以下八名を加えることができる⁶⁹⁾。料所を与えられた時に資連は公人奉行であり、頼之からいわゆる「奉行事切之賞」として与えられたこと、つまり奉行人勤務の反対給付として獲得した可能性がある⁷⁰⁾。こうした措置が頼之と資連の関係強化に役立ったことは確実である。本所領は、康暦2年(1380)11月までに東寺に返付・寄進されているので、資連の死後に康暦の政変の影響で布施氏から取り上げられたと考えられる。

資連が奉行人トップに昇った頃には、子息基連も奉行人として出仕を始めていた。そもそも資連には確認しうる限りで4人の男子、民部丞基連、弾正忠知則、左衛門尉冬国、権少外記康冬がいた〔1572〕。この内奉行人としての足跡をたどれるのは民部丞基連のみである⁷¹⁾。

基連は応安6年(1373)9月26日室町幕府奉行人奉書案が初見で、引付方の所属であったと判断される〔1455〕⁷²⁾。その後彼は引付畑を歩み、永和元年(1375)・2年・3年とその任にあった。なお、奉行人との職掌とは無関係であるが、永和2年に基連が京都近郊の田地売買の請人になっている〔1546〕。京都近郊の在地領主の土地売買に関与した珍しい事例であり、幕府奉行人としての信用を背景にしたものであろうか。

さて、布施基連は康暦の政変では、職位の面では大きな影響はなかったが、上述のように下久世荘内八名を継承できなかった。痛手であったはずだが、基連は政変直後の康暦元年7月25日には日吉神輿造宮奉行となり〔1611〕、実際に山城国の段銭免除書状を発給し〔1643〕、永徳元年(1381)の評定始鬨役を務めた〔1724〕。義満の公家社会進出に際しても、後円融天皇行幸の室町殿船奉行〔1732〕、任大臣大饗の時には支配奉行の一人として軟障と大饗祿事を担当した。この時政所奉行人兼合奉行として義満家司の清原良賢と折衝し、料足四千疋を良賢に渡している〔1754〕。引付方が廃絶する直前の明德元年(1390)引付頭人吉良俊氏方内談着到(『武政軌範』)によれば基連は引付奉行人次席の地位にあった〔2020〕⁷³⁾。永和年間まで引付奉行人としての所見がある基連は、永和年間と同番ではなかったであろうが、引付奉行人としての地位をあげ次席に昇ったのである。だが、こ

れ以降応永15年(1408)まで活動所見が下る⁷⁴⁾。布施基連は東寺領山城国上久世荘公文職をめぐる公文舞田氏と細川京兆家被官寒川氏の相論の担当奉行となった。この年の東寺奉行は本訴訟の東寺側の担当は当初斎藤玄輔であったが、寒川の担当奉行であった基連に与奪された⁷⁵⁾。これ以降基連は多くの問状の奉行人連署奉書を発給し、東寺との交渉を行っている。その後は応永23年(1416)の段銭免除奉書をもって姿を消したようである⁷⁶⁾。

応永年間の初中期には「花営三代記」や「御評定着座次第」といった記録がなく、後代の「諸奉行」⁷⁷⁾や『斎藤基恒日記』巻末の歴名、近年紹介された「政所頭人御次第」⁷⁸⁾によっても布施基連が父のように公人奉行や式評定衆に至った形跡がない。これ以降永享6年(1434)に子息と考えられる貞基(民部丞・大夫、下野守)があらわれ⁷⁹⁾、貞基に至って受領し、侍所開闔を出し、資連以来の公人奉行にも任じられた(前掲「諸奉行」)。応仁の乱後は幕府奉行衆中の有力者となった英基が出るが、文明17年に討たれてしまう。その後は元通(元久)が天文年間まで活動するが、その足跡をたどることは本稿の範囲外である。

おわりに

布施氏は北信濃の布施御厨／本庄が本貫地で、金沢氏と関係を結びつつ同族を頼って鎌倉幕府奉行人となった。建武政権にも出仕し、室町幕府では建武式目の立案者の一人となった。また鎌倉府にも出仕している。その後、布施資連は主として引付方での業務に従事したが、観応の擾乱後には最終的に幕府に残った。資連の活動が活発になるのは、義詮の晩年からで、細川頼之執政期に最盛期を迎えた。頼之と親交の厚かった龍湫周沢とも交流し、頼之から政所料所として所領給付も受けていた。資連は朝廷官職の面では受領には至らなかったが、幕府の中では昇進を極めた。近年では、細川頼之期は、頼之と諸大名の確執や上述した宗教勢力との対立によって、頼之の求心力の低さや、管領政治の限界が指摘されている⁸⁰⁾。確かに頼之の対策は奏功しないものが多かったが、それを陰から支えたのが幕府の評定衆、奉行人であった。その中心の1人が布施資連であり、細川頼之の執政を支えた腹心であった。反面、頼之執政期に行われた義満の成人儀礼(元服・御判始等)には布施氏の関与はみられず、義満との関係構築に課題を残したともいえよう。康暦の政変以降に基連が振るわなかったのは、新管領斯波義将との不和もあるであろうが、義満との関係の薄さも原因であろう。また斎藤氏と今川氏⁸¹⁾、安富氏と大内氏(拙稿②)、治部氏と細川・今川氏(拙稿③)、飯尾美濃守流と細川氏といった⁸²⁾、布施氏と守護家との被官関係をみると、赤松氏との関係が伺えるものの15世紀以降は継続していない⁸³⁾。本貫地が信濃であったためか、管見の限り室町幕府守護家との被官関係は明確になっていない。

とはいえ布施氏は15世紀には数々の要職を出した氏族であり、下野守家のほか但馬守家も出した。その基礎となったのは資連であり、彼が室町幕府の諸儀礼などで先例とされる義満期に公人奉行、式評定衆に昇進したことは、子孫にとって極めて重要な意味を持ったと考えられる。幕府奉行人の一翼を担う布施氏の歴史において、資連が果たした役割は強調してしすぎることはないのである。

室町幕府奉行人在職考証表
一応安元年 (1368) ～明德 3 年 (1392) 一

凡例

- (1) 一年ごとの室町幕府奉行人在職表を挙げる。
- (2) 在職表には、通し番号、月日、比定された人物名、史料表記、基準、所属、史料名、典拠、底本名、備考、註を挙げた。
 - ①月日：原則として以下の基準に拠った。文書の場合は、文書発給年次、古記録・編纂史料の場合は、挙げられている日条にかけた。典拠史料中に、それ以前の年月日が明記されている場合は、明記されている年月日を採用した（例えば暦応 4 年 (1341) 12 月 21 日足利直義下知状に、同年 9 月 14 日に奉行人が使者を務めた記述があった場合、9 月 14 日に奉行人在職とみなしその月日にかけた）。閏月の場合は、丸数字をもってこれを表示した。月・日未詳のものは「-」をもって示した。年未詳のものについては、原則として底本の推定に従ったが、一部考証を加えたものがある。
 - ②人物名：名字・実名に加え、法名が判明するものは〈 〉をもって補った。実名がわからない場合、史料表記と同様の表記をあて、花押のみがわかるものは「某」をあてた。
 - ③史料表記：史料に記載されている文言をそのまま採録した。
 - ④基準：在職基準。後掲 (3) を参照。
 - ⑤所属：幕府諸機関などの役職が判明するものをあてた。先行研究に多くを依拠したが、註を省略したものもある。
 - ⑥史料名：古文書の名称については底本所収の文書名をあてたが、私意をもって改めたものがある。
 - ⑦典拠：古文書の場合は、収録されている文書群（足利尊氏下文一東寺百合文書、室町幕府奉行人奉書案：学衆方評定引付など）を記載した。
 - ⑧底本：底本とした刊行史料名を記載した。東京大学史料編纂所等が所蔵する写真版、東寺百合文書 WEB などの WEB 上で閲覧可能な史料画像を典拠とした場合も、本欄にその旨を記述した。底本書誌を書ききれない場合は、書誌情報を註に配置した。
 - ⑨備考：当該人物の没年、管見の限りの史料上の初見、終見を記述した。略号は、没年：没、初見：初、終見：終、また年代的に当該人物が死去していると考えられる場合は既没とした。
- (3) 在職比定には以下の基準を設け、職掌欄に以下の記号を挙げた。
 - A：職掌に基づく発給文書（奉行人奉書、書状）の発給者（便宜、雑訴決断所牒の署判もこれに含めた）
 - B：史料中に「奉行人」「為某奉行」と明記されており、奉行である明証を得られる場合。またこうした訴訟などの取次を行っている場合。
 - C：裏花押・端裏銘・端裏書・端書・貼紙などから判別できる場合。
 - D：ほかに奉行人としての徴証があり、かつ奉行人の職掌として使者を務めていると判断できる場合。
 - E：その他在職と推定できる場合。
 - F：他の史料から奉行人と確認できる人物が、奉行人の地位・職掌と無関係の史料に表れた場合（例えば所職の充行・譲与・訴訟・官位の授与など）であっても、史料上の初出や生没が判別できる場合など考証に益があると判断した場合。

- (4) 一年の内に、同一人物の複数在職徴証がある場合でも、煩をいとわず採録した。
 (5) 奉行人が、後年評定衆などに昇進した場合でも、継続して採録した。
 (6) 底本の内、頻出する史料集については、以下の通り、略称を用いた。大日本史料は巻数、ページ番号を示す。

大日史 6-1-1	『大日本史料』 第六編之一、頁数
大日古	『大日本古文書』
大日記	『大日本古記録』
纂集	『史料纂集』
中 (文書番号以下同じ)	『南北朝遺文』 中国四国編
九	同 九州編
関	同 関東編
東	同 東北編
法制史料 (条文番号)	『中世法制史料集』 第二巻室町幕府法
文書集成 (文書番号)	『室町幕府文書集成』 奉行人奉書編
百 WEB	東寺百合文書 WEB (刊本がある場合は、刊本を優先した)
八坂記録	『続史料大成 八坂神社記録』 1～4
八坂文書	『増補八坂神社文書』 上・下

※ 1 一部史料については、あるいは写真帳等より判読を改めた箇所がある。

※ 2 東寺百合文書については、底本に函号だけで号数が載せられていないなど、不備がある場合がある。その際は、京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の番号を追記した。ただし、東京大学史料編纂所『大日本古文書 家分け東寺文書』を用いた場合は、『大日本古文書』の番号と、『東寺百合文書目録』の番号を併記した。

※ 3 花押の比定には、『花押かゝみ』5—8を用いた。

※ 4 自治体史を引用する際には、巻数をあげ、典拠欄もしくは、底本名欄に文書番号あるいは史料番号を掲出した。なお、自治体史の体裁によってページ数を掲出したものもある。

No.	月日	人物名	史料表記	基準	所属	史料名	典拠	底本名	備考	註
応安元年 (1368)										
1239	1.28	安威資脩 (性威、性遵)	安禪	B	評定始式評定衆	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		84
1240	1.28	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部	初	
1241	1.28	諏方康嗣	諏方左近将監	B	評定始圖役	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		
1242	2.3	斎藤利員	斎藤太郎左衛門尉	B		北斗御修法私記	三宝院文書	大日史 6-29-104	初	85
1243	3.1	斎藤基兼	斎藤四郎右衛門尉	B	政所	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		86
1244	3.8	安威資脩 (性威、性遵)	安威左衛門入道	B	吉良満貞内談方	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		
1245	4.15	斎藤基能 (玄観)	斎藤内右衛門入道玄観	B	政所執事代	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		
1246	-.	斎藤基能 (玄観)	斎藤々内右衛門入道玄観 俗基能	E	政所執事代	政所頭人御次第	政所頭人御次第	室町時代研究 3		
1247	4.17	松田貞秀	松田左衛門尉貞秀	B		花宮三代記 松田丹後守平長秀記	花宮三代記 松田丹後守平長秀記	群書類従 26 雑部		87

1248	4.17	斎藤利員	斎藤太郎兵衛尉利員	B		花宮三代記 松田丹後守平長秀記	花宮三代記 松田丹後守平長秀記	群書類従 26 雑部		88
1249	4.17	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫入道	B		東寺申状案	東寺百合文書 39	若狭国太良荘史料集成 4		
1250	4.24	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		89
1251	4.24	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近将監入道良（道力）喜	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		
1252	4.27	松田貞秀	松田左衛門尉	B	評定始奏事役	花宮三代記 松田貞秀筆記	花宮三代記 松田丹後守平長秀記	群書類従 26 雑部		
1253	4.27	諏方康嗣	諏方左近将監	B	評定始圖役	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		
1254	4.-	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫入道	B		東寺申状案	東寺百合文書 39	若狭国太良荘史料集成 4		
1255	6.17	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道昌椿	B		寺社本所事	追加法 97 花宮三代記	法制史料		
1256	⑥ .12	安威資脩〈性威、性遵〉	安威左衛門入道性威	F		細川頼之奉書	秋元興朝氏所蔵文書	大日史 6-29-404		
1257	⑥ .12	中沢信綱〈定阿〉	定阿	A		中沢信綱書状	入江文書 54	纂集		
1258	⑥ .13	矢野是林	矢野十郎入道是林	F		細川頼之書状案	壬生家文書 383	図書寮叢刊	初	
1259	⑥ .17	矢野是林	矢野十三入道	B		細川頼之書状案	八坂記録下祇園社記 御神領部十五	八坂記録		
1260	⑥ .17	矢野是林	矢野十郎入道	F		東寺雜掌頼憲申状案（応安 4.7.-）	東寺百合文書と 88	中 3880		
1261	⑥ .29	安威資脩〈性威、性遵〉	性威	E	山門奉行	社頭三塔集會事書案	統正法論	八坂記録 3		
1262	7.-	安威資脩〈性威、性遵〉	性威法師	B	山門奉行	山門集會事書案	後愚昧記	大日記		
1263	11.28	中沢信綱〈定阿〉	定阿	A		中沢信綱書状	入江文書 55	纂集		
1264	12.1	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		
1265	12.1	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近将監入道良（道力）喜	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		
1266	12.11	依田時朝〈元信〉	沙弥	A		室町幕府過所	大日史 6-30-150	文書集成 28 花押かゝみ		
1267	12.11	雅楽忠清〈道観、道喜〉	沙弥	A		室町幕府過所	大日史 6-30-150	文書集成 28 花押かゝみ 4070		
1268	.-	雜賀倫義	権少外記善倫義	F		外記補任	外記補任	外記補任		
応安 2 年（1369）										
1269	1.10	諏方康嗣	諏方左近将監	B	評定始圖役	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		
1270	1.10	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		
1271	3.15	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和入道	D		東大寺惣寺利銭借券	京都大学文学部所蔵東大寺文書	岐阜県史史料編古代中世 3 西部荘古文書 421 号		
1272	3.15	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和入道道勝	D		寺院細々引付	寺院細々引付	大日史 6-30-386		
1273	3.15	諏方康嗣	諏方左近将監康嗣	D		寺院細々引付	寺院細々引付	大日史 6-30-386		
1274	4.1	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和入道道勝	D		寺院細々引付	寺院細々引付	大日史 6-31-256		
1275	4.1	諏方康嗣	諏方左近将監康嗣	D		寺院細々引付	寺院細々引付	大日史 6-31-256		
1276	4.22	安威資脩〈性威、性遵〉	安左入	B	吉良満貞内談方	花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		
1277	4.24	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		
1278	5.28	斎藤入道	斎藤入道	C		今川泰範請文	安房妙本寺文書	静岡県史資料編 6 803 号		

1279	7.28	安威資脩〈性威、性遵〉	安威左衛門入道	B		統正法論	祇園社記第十	八坂記録 3		
1280	7.28	三須倫篤〈禪休〉カ	三須雅楽頭	B		統正法論	祇園社記第十	八坂記録 3	終	
1281	7.28	松田資秀	松田中務少輔	B		統正法論	祇園社記第十	八坂記録 3		
1282	7.-	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫入道	B		東寺雑掌頼憲申状并具書案	東寺百合文書や36-1	若狭国太良荘史料集成 4		
1283	8.3	松田貞快	貞快	A		室町幕府奉行人連署奉書案	松雲公採集遺編類纂持明院家文書	菊池紳一『加賀前田家と尊経閣文庫』	終	
1284	8.3	斎藤基兼	基兼	A		室町幕府奉行人連署奉書案	松雲公採集遺編類纂持明院家文書	菊池紳一『加賀前田家と尊経閣文庫』		
1285	10.27	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	恩賞方	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1286	11.10	斎藤季基〈道永〉	道永	F		室町幕府引付頭人奉書案	天龍寺重書目録甲	天龍寺文書の研究 222	終没	90
1287	12.1	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		
1288	12.1	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近将監入道良（道力）喜	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		
1289	12.18	依田時朝〈元信〉	依田入道	B		学衆方評定引付	東寺百合文書 ム 46	百 WEB		
1290	.-	雑賀倫義	権少外記善倫義	F		外記補任	外記補任	外記補任		
応安 3 年（1370）										
1291	1.18	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1292	1.18	津戸直貞	津戸左近将監	B	評定始圖役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部	初	
1293	4.23	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		
1294	4.23	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近将監入道良（道力）喜	B		等持寺御八講日記	興福寺典籍文書 22 函 25 号	写真帳		
1295	7.11	斎藤康行	斎藤五郎右衛門尉康行	F		青蓮院親王家雑掌与斎藤康行・基繁和与状写	門主伝	大日史 6-32-406		
1296	7.11	斎藤基繁	斎藤筑前五郎基繁	F		青蓮院親王家雑掌与斎藤康行・基繁和与状写	門主伝	大日史 6-32-406		
1297	7.23	中沢信綱〈定阿〉	裏花押	C		東寺雑掌頼憲重申状（応安 3.7.-）	東寺百合文書 え 7-1	百 WEB 花押かゝみ 4027		
1298	7.28	斎藤世茂	斎藤三郎兵衛入道世茂	A		室町幕府奉行人連署奉書案	最勝光院方評定引付	文書集成 29		
1299	7.28	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和入道道勝	A		室町幕府奉行人連署奉書案	最勝光院方評定引付	文書集成 29		
1300	8.6	安威資脩〈性威、性遵〉	安威次郎左衛門入道	C	侍所	侍所佐々木高秀奉書案	東寺百合文書 ヒ 64-10	大日史 6-32-215		
1301	8.16	安威資脩〈性威、性遵〉	沙弥	A	侍所	安威性遵打渡状案	東寺百合文書 ヒ 64-11	大日史 6-32-216		
1302	9.3	中沢信綱〈定阿〉	裏花押	C	仁木義尹引付方	東寺雑掌頼憲重申状（応安 3.8.1）	東寺百合文書 オ 52-1	百 WEB 花押かゝみ 4027		91
1303	12.11	中沢信綱〈定阿〉	中沢入道	B		宝莊嚴院方評定引付（11.26 条）	東寺百合文書 た 13	大日古		
1304	12.21	雑賀倫義	権少外記善倫義	F		外記補任	外記補任	外記補任		92
1305	12.25	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫入道・	B		宝莊嚴院方評定引付（11.26 条）	東寺百合文書 た 13	大日古		
1306	12.27	沙弥	沙弥	C		青蓮院親王家雑掌与斎藤康行・基繁和与状写	華頂要略所収門主伝	大日史 6-32-406		
1307	12.27	沙弥	沙弥	C		青蓮院親王家雑掌与斎藤康行・基繁和与状写	華頂要略所収門主伝	大日史 6-32-406		
1308	12.27	斎藤康行	斎藤五郎右衛門尉康行	F		細川頼之下知状	前田家所蔵文書	大日史 6-32-407		
1309	12.27	斎藤基繁	斎藤筑前五郎基繁	F		細川頼之下知状	前田家所蔵文書	大日史 6-32-407		

1310	12.27	斎藤基名〈業心〉	亡父業心	F		細川頼之下知状	前田家所蔵文書	大日史 6-32-407	没	
応安4年 (1371)										
1311	1.22	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1312	1.22	諏方康嗣	諏方左近将監	B	評定始圖役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1313	1.22	安威資脩〈性威、性遵〉	安威左衛門入道性威	B	禅律方	五山十刹以下住持職事	追加法 106 花營三代記	法制史料		
1314	2.5	沙弥	沙弥	A		室町幕府過所	手向山神社文書	大日史 6-33-275		
1315	2.28	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道	F		師守記	師守記	纂集		
1316	3.25	中沢氏綱〈行靖〉	中沢二郎右衛門尉	B		宝莊嚴院方評定引付	東寺百合文書 15	大日古	初	
1317	3.25	斎藤世茂	斎藤三郎兵衛入道世茂	B		宝莊嚴院方評定引付	東寺百合文書 15	大日古		
1318	③ .28	松田資秀	松田中務丞資秀	C		細川頼之下知状写 (応安 6.7.19)	長門小早川家証文	中 3983	終	
1319	③ .28	門真周清	周清	C		細川頼之下知状写 (応安 6.7.19)	長門小早川家証文	中 3983		
1320	5.3	松田貞秀	松田左衛門尉貞秀	B		武家五壇法記 (同 5.16)	武家五壇法記	大日史 6-34-84		
1321	5.27	安威資脩〈性威、性遵〉	安禅	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1322	6.5	雜賀尚連〈連阿〉	雜賀縫殿允入道	C		管領細川頼之奉書	三宝院文書	大日史 6-34-159		
1323	6.5	斎藤道成	斎藤刑部左衛門入道	C		管領細川頼之奉書	三宝院文書	大日史 6-34-159		
1324	7.8	雜賀尚連〈連阿〉	連阿	A		室町幕府奉行人連署奉書案	三宝院文書	大日史 6-34-161		
1325	7.8	斎藤道成	道成	A		室町幕府奉行人連署奉書案	三宝院文書	大日史 6-34-161		
1326	7.8	斎藤道成	道成	A		斎藤道成書状案	醍醐寺文書 2787	大日古		
1327	7.8	中沢信綱〈定阿〉	定阿	A		中沢信綱書状	入江文書 53	纂集		
1328	7.9	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		93
1329	7.9	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		
1330	7.9	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫入道	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		
1331	7.9	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		
1332	7.9	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		
1333	7.9	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		
1334	7.9	雜賀尚連〈連阿、或延妙〉	雜賀縫殿入道	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		94
1335	7.9	門真周清	門真権少外記	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		
1336	7.9	諏方康嗣	諏方左近将監	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		
1337	7.9	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門尉	B	八幡造営奉行	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	花營三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部 大日古		

1338	7.19	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B	八幡造営奉行	石清水八幡宮御修理造営之記	花営三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部		
1339	7.19	布施資連〈昌椿〉	布施入道	B	八幡造営奉行	石清水八幡宮御修理造営之記	花営三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部		
1340	7.19	雑賀尚連〈連阿〉	雑賀縫殿入道	B	八幡造営奉行	石清水八幡宮御修理造営之記	花営三代記 石清水八幡宮御修理造営之記	群書類従 26 雑部		
1341	8.1	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道	F		師守記	師守記	纂集	没	
1342	8.1	安威資脩〈性威、性遵〉	安威入道性遵	F		常楽記	常楽記	大日史 6-34-237	没	
1343	8.4	松田貞秀	松田八郎左衛門尉貞秀	F		後光厳上皇院宣写	立入家文書 49-10	禁裏御倉立入家文書		
1344	8.25	斎藤玄観	斎藤入道	A		室町幕府過所案	大東家文書 103	大日史 6-34-252		
1345	9.11	飯尾為重〈円耀〉	飯尾将監入道	B		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
1346	9.19	飯尾頼国〈道勝〉	大和入道	D		東大寺惣寺利銭借券	京都大学文学部所蔵東大寺文書	岐阜県史料編古代中世3 西部荘古文書 421		
1347	10.19	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大夫入道	B	公人奉行山門右筆	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1348	10.19	松田貞秀	松田左衛門尉	B	山門右筆	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1349	10.19	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部大夫入道	B	南都右筆住持奉行右筆	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1350	10.19	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B	南都右筆	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1351	10.19	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	守護奉行右筆	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1352	10.25	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大夫入道	B	八幡造営奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1353	10.25	布施資連〈昌椿〉	布□□正大夫入道昌椿	B	八幡造営奉行	師守記	師守記	纂集		
1354	11.1	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1355	11.1	杉原親光	杉原民部大夫入道	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部	初	
1356	11.1	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1357	11.1	松田貞秀	松田左衛門尉	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1358	11.1	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1359	11.1	門真周清	門真権少外記	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1360	11.1	松田頼胤	松田修理進	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1361	11.1	斎藤康行	斎藤五郎右衛門尉	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1362	11.1	雑賀尚連〈連阿〉	雑賀縫殿入道	B	即位沙汰奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1363	11.3	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道玄観	B	仁政沙汰	吉田家日次記	吉田家日次記	大日史 6-34-286		
1364	11.3	松田貞秀	松田左衛門尉	E		吉田家日次記	吉田家日次記	大日史 6-34-287		
1365	11.4	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大夫入道	B	八幡造営奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1366	11.15	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大夫入道	B	評定奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1367	11.15	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大夫入道	B	山門右筆	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1368	11.15	松田貞秀	松田左衛門尉	B	山門右筆	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1369	11.25	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	御廐奉行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		

1370	12.2	松田貞秀	松田左衛門尉貞秀	E		吉田家日次記	吉田家日次記	大日史 6-34-401		
1371	12.13	依田時朝〈元信〉	依田	B		空華日用工夫略集	空華日用工夫略集	空華日用工夫略集		
1372	12.13	松田貞秀	松田	B		空華日用工夫略集	空華日用工夫略集	空華日用工夫略集		
1373	12.15	飯尾為永〈常健〉		A		飯尾為永・松田資秀連署打渡状	下郷共済会所蔵文書（広橋文書乙）	花押かゝみ 4031		95
1374	12.15	松田資秀	中務丞	A		飯尾為永・松田資秀連署打渡状	下郷共済会所蔵文書（広橋文書乙）	花押かゝみ 4031		
1375	12.18	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	B	南都奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1376	12.19	松田貞秀	松田左衛門尉	B	侍所	吉田家日次記	吉田家日次記	大日史 6-34-440		
1377	12.22	松田貞秀	松田左衛門尉	B	侍所	吉田家日次記	吉田家日次記	大日史 6-34-441		
1378	12.23	松田貞秀	松田左衛門尉	B	侍所	吉田家日次記	吉田家日次記	大日史 6-34-441		
1379	12.24	松田貞秀	松田左衛門尉	B	侍所	吉田家日次記	吉田家日次記	大日史 6-34-441		
1380	12.30	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	長老奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1381	12.30	門真周清	門真権少外記	B	関東奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1382	12.30	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道	B	八幡奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
応安 5 年（1372）										
1383	1.10	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1384	1.10	津戸直貞	津戸左近将監	B	評定始圖役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1385	1.11	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1386	1.11	斎藤基能〈玄観〉	基能	B	恩賞奉行	尊卑分脈	尊卑分脈	新訂増補国史大系		
1387	1.23	松田貞秀	松田左衛門尉	B	小侍所奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1388	1.23	門真周清	門真権少外記	B	小侍所奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1389	2.9	布施資連〈昌椿〉	布彈入	B	禪律方	諸山入院証明召請事	追加法 107	法制史料		
1390	2.18	松田貞秀	松田左衛門尉	B	奥州奏事	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1391	3.12	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1392	3.12	雜賀尚連〈連阿〉	雜賀縫殿入道	B	寺社奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1393	4.15	布施資連〈昌椿〉	布彈入	B	禪律方	禪院法則条々	追加法 108 花營三代記	法制史料		
1394	5.19	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門尉詮有	F		管領細川頼之奉書	關戸守彦氏所蔵文書	大日史 6-35-327		
1395	6.12	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	禪律方	大覚禪門門徒事	追加法 111	法制史料		
1396	6.21	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	内談番文右筆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1397	7.6	松田貞秀	松田	B		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1398	7.11	門真周清	門真権少外記	B		日吉社神輿造替要脚内、其国段銭事	追加法 112 花營三代記	法制史料		
1399	7.20	矢野是林	矢野十郎入道	F		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1400	7.20	中沢	中澤	F		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1401	7.-	松田貞秀	松田八郎左衛門尉貞秀	D	侍所	御遷宮色々注文	遷宮記	北野天満宮史料		
1402	7.-	津戸直貞	津戸左近将監直貞	D	侍所	御遷宮色々注文	遷宮記	北野天満宮史料		
1403	7.-	松田貞秀	松田	B		遷宮記	遷宮記	北野天満宮史料		
1404	8.17	布施資連〈昌椿〉	布彈入	B	禪律方	東福寺事	追加法 114 花營三代記	法制史料		

1405	8.28	布施資連〈昌椿〉	同奉行	B	禪律方	東福寺事	追加法 115 花營三代記	法制史料		
1406	9.3	松田貞秀	松田左衛門	E		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1407	9.4	布施資連〈昌椿〉	布弾入	B	禪律方	万寿寺両班座位事	追加法 116 花營三代記	法制史料		
1408	9.8	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	政所執事代	社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1409	9.14	松田貞秀	松田左衛門尉	B	侍所	社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1410	9.24	門真周清	門真権少外記	B		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1411	9.24	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	政所執事代	社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1412	9.-	門真周清	門真権少外記	B		祇園社造営雜掌実清申状	社家記録裏書	八坂記録 2		
1413	10.19	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	政所執事代	社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1414	10.19	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大大夫入道	B	禪律方	東福寺条々	追加法 118	法制史料		
1415	10.30	斎藤基兼	斎藤四郎左衛門	E		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1416	10.30	杉原親光	杉原	E		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1417	11.15	松田貞秀	松田	E		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1418	11.16	松田貞秀	松田左衛門	B		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1419	11.17	松田貞秀	松田左衛門	B		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1420	11.18	松田貞秀	松田八郎左衛門尉貞秀	B	侍所	諸社神人等訴申喧嘩事	追加法 123 花營三代記	法制史料		
1421	11.21	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道道喜	B		東福寺付門前検断事	追加法 124 花營三代記	法制史料		
1422	11.22	松田貞秀	松田左衛門尉貞秀	B	御判始右筆御恩沙汰	花營三代記	花營三代記 松田丹後守平長秀記	群書類従 26 雑部		
1423	11.22	斎藤基兼	斎藤四郎右衛門基兼	B	御判始合奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1424	11.22	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道玄観	B	御判始 政所執事代	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1425	11.22	飯尾貞行	飯尾美濃守貞行	B	御判始評定始奏事役	花營三代記 松田丹後守平長秀記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1426	11.22	飯尾頼秀	飯尾左(右)近将監	B	御判始評定始圖役	花營三代記 松田丹後守平長秀記	花營三代記	群書類従 26 雑部		96
1427	11.22	松田貞秀	貞秀	B	御恩沙汰	松田丹後守平長秀記	松田丹後守平長秀記	禁裏御倉立入家文書 56		
1428	11.22	雜賀貞尚〈貞阿〉	故雜賀民部大夫	F		社家記録	社家記録	八坂記録 2	没	
1429	12.16	斎藤六郎左衛門	斎藤六郎左衛門	F		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1430	12.23	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門	E		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1431	12.23	津戸直貞	津戸	E		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1432	12.27	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門	F		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1433	12.28	治部有栄〈禪蘊〉	治部	B		社家記録	社家記録	八坂記録 2		97
1434	12.28	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門	F		社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1435	12.29	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	政所執事代	社家記録	社家記録	八坂記録 2		
1436	.-	布施資連〈昌椿〉	布施入道昌椿	F		權大僧都(義宝)山城国下久世庄内八名寄進状案(康暦2.11.16)	東寺百合文書ナ17	百 WEB		
応安 6 年 (1373)										
1437	1.12	飯尾貞行	飯尾美濃守貞行	B	評定始奏事役	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		

1438	1.12	諏方康嗣	諏方左近将監	B	評定始圖役	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		
1439	2.4	松田貞秀	□田左衛門□秀	B		学衆方評定引付応安6年2月4日条	東寺百合文書△49	大日史 6-39-301		
1440	3.18	雑賀倫義	雑賀権少外記	B		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		98
1441	3.18	門真周清	門真権少外記	B	引付方	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1442	3.18	松田貞秀	松田左衛門尉	B	侍所	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1443	6.26	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道円耀	B	恩賞方	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1444	7.23	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	内談番文右筆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1445	9.23	依田時朝〈元信〉	依田	B	賀茂社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1446	9.23	杉原親光	杉原	B	賀茂社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部	終	
1447	9.23	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽	B	賀茂社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1448	9.23	飯尾貞行	飯濃	B	賀茂社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1449	9.23	松田頼胤	松修	B	賀茂社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1450	9.23	松田貞秀	松田	B	鴨社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1451	9.23	飯尾為重〈円耀〉	飯左入	B	鴨社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1452	9.23	雑賀倫義	雑賀	B	鴨社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1453	9.23	斎藤基能〈玄観〉	斎右	B	鴨社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1454	9.23	中沢信綱〈定阿〉	中沢	B	鴨社造営奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1455	9.26	布施基連〈常進〉	布施民部基連	A		室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書口12	大日史 6-38-161		
1456	9.26	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽入道道喜	A		室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書口12	大日史 6-38-161		
1457	9.26	依田時朝〈元信〉	依田入道	B		吉祥院修理料足送進状案	東寺百合文書△49 学衆方評定引付応安6年9月24日条	大日史 6-39-306		
1458	10.3	松田貞秀	松田	B	政所	五壇法日記	五壇法日記	大日史 6-38-219		
1459	10.8	松田貞秀	松田	B	政所	五壇法日記	五壇法日記	大日史 6-38-220		
1460	10.9	布施資連〈昌椿〉	布彈入	B	禅律方	関五山事	追加法 125 花營三代記	法制史料		
1461	⑩ .8	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近将監入道	B	仁政沙汰	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1462	⑩ .24	中沢氏綱〈行靖〉	中沢次郎左衛門尉	B	仁木義尹引付方	引付頭人仁木義尹奉書案	東寺百合文書△学衆方評定引付応安6年10月15日条	大日史 6-38-261		
1463	⑩ .24	中沢氏綱〈行靖〉	裏花押	C		東寺雑掌頼憲申状	東寺百合文書ナ12	百 WEB		
1464	⑩ .28	依田時朝〈元信〉	元信	A		依田時朝書状	清和院文書	大日史 6-38-375		
1465	⑩ .-	布施基連〈常進〉	布施民部丞	B		東寺雑掌頼憲申状案	東寺百合文書ひ16	相生市史 8 334	初	
1466	11.10	依田時朝〈元信〉	元信	A		依田時朝書状	清和院文書	大日史 6-38-376		
1467	11.12	依田時朝〈元信〉	元信	A		依田時朝書状	清和院文書	大日史 6-38-376		
1468	12.3	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道元信	B	評定衆	花營三代記	花營三代記 諸奉行	群書類従 26 雑部		99
1469	12.18	布施基連〈常進〉	布施民部丞	B		波多野通貞代覚賢目安 (応安 6.12.-)	東寺百合文書ル67 最勝光院方評定引付応安6年	大日史 6-39-342		

1470	12.27	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道昌椿	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記 諸奉行	群書類従 26 雑部		100
1471	12.27	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道玄観	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記 諸奉行	群書類従 26 雑部		
応安 7 年 (1374)										
1472	1.10	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		
1473	1.10	飯尾頼秀	飯尾右近将監	B	評定始圖役	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		
1474	2.11	中沢信綱〈定阿〉	中サワ	E		東寺領三村庄年貢未進支配状	東寺百合文書ル 68	大日史 6-42-411	終	
1475	2.11	布施資連〈昌椿〉	布施	E		東寺領三村庄年貢未進支配状	東寺百合文書ル 68	大日史 6-42-411		
1476	3.23	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記 諸奉行	群書類従 26 雑部		
1477	3.23	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門入道	B	式評定衆新加	花營三代記	花營三代記 諸部郷	群書類従 26 雑部		
1478	3.23	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1479	3.23	諏方康朝	諏方神左衛門尉	B	評定始圖役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1480	5.2	某	裏花押	C		東寺雑掌頼憲申状 (応安 7.3.-)	東寺百合文書ト 61	百 WEB		
1481	5.12	松田貞秀	松田左衛門貞秀	C		管領細川頼之奉書	八坂文書 (増補篇) 36	八坂文書		
1482	5.13	矢野是林	矢野	E		管領細川頼之書状案	東寺百合文書ゐ 44-1	大日史 6-40-421		
1483	5.13	矢野是林	沙弥是林	A		矢野是林書状案	東寺百合文書ゐ 44-2	大日史 6-40-421		
1484	5.16	布施資連〈昌椿〉	布施	E		仏事用途借書引付	東寺百合文書チ 37	大日史 6-42-333		
1485	6.1	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	内談番文右筆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1486	7.23	雅楽忠清〈道観、道喜〉	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	南禅寺文書	大日史 6-41-59 花押かゝみ 4070		
1487	7.23	沙弥	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	南禅寺文書	大日史 6-41-59		
1488	8.3	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B		山内通忠代頼賢支状 (永和 2.3.-)	山内首藤家文書	大日史 6-46-248		101
1489	8.12	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道昌椿	F		管領細川頼之施行状案	古簡雜纂	大日史 6-41-99		
1490	8.17	依田時朝〈元信〉	依田入道	B		管領細川頼之奉書案	西大寺文書	大日史 6-41-102		
1491	8.22	松田貞秀	松田左衛門尉	B		豊原信秋記	豊原信秋記	大日史 6-42-247		
1492	11.3	松田貞秀	松田左衛門尉貞秀	B	政所執事代	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1493	--	松田貞秀	松田八郎《丹後守》左衛門尉貞秀	B	政所執事代	政所頭人御次第	政所頭人御次第	室町時代研究 3		
1494	11.3	斎藤基能〈玄観〉	斎藤右衛門尉入道玄観	B		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部	終	
1495	11.3	矢野是林	矢野十郎入道	D		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1496	11.28	中沢氏綱〈行靖〉	中沢次郎右衛門尉	B	吉良満貞引付方	引付頭人吉良満貞奉書案	東寺百合文書ヲ 8 学衆方評定引付 永和元年 3 月 23 日条	相生市史 7 164		
1497	12.7	布施資連〈昌椿〉	布施	E		東寺領三村庄年貢支配状	東寺百合文書タ 26-2	大日史 6-42-415		
1498	12.14	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	E	政所	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1499	12.15	飯尾為重〈円耀〉	飯尾	B	政所	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1500	12.21	飯尾為重〈円耀〉	飯尾	E		後愚昧記	後愚昧記	大日記		

1501	12.21	松田貞秀	政所執事代松田左衛門尉貞秀	B	政所執事代	後愚昧記	後愚昧記	大日記		
永和元年 (1375)										
1502	1.13	飯尾貞行	飯尾美濃守貞行	B	評定始奏事役	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		
1503	1.13	諏方康嗣	諏方左近将監康嗣	B	評定始圖役	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		
1504	3.-	布施基連〈常進〉	布施民部丞	B		東寺雑掌頼憲申状案	東寺百合文書ケ63	大日史 6-43-279		
1505	3.-	中沢氏綱〈行靖〉	中沢次郎左衛門尉	B		東寺雑掌頼憲申状案	東寺百合文書ケ63	大日史 6-43-279		
1506	4.25	松田貞秀	貞秀	B	参内始奉行	松田丹後守平長秀記	松田丹後守平長秀記	禁裏御倉立入家文書 56		
1507	4.25	門真周清	門真権少外記周清	B	参内始奉行	松田丹後守平長秀記	松田丹後守平長秀記	禁裏御倉立入家文書 56		
1508	4.-	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫禪門	B	仁政方	東寺雑掌頼憲申状案	東寺百合文書え10	大日史 6-43-331		
1509	5.16	布施資連〈昌椿〉	布施	E		寄進料足結解状并借錢返弁日記	東寺百合文書ア82	百 WEB		
1510	5.16	布施基連〈常進〉	民部	E		寄進料足結解状并借錢返弁日記	東寺百合文書ア82	百 WEB		
1511	5.22	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	B	円覚寺奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1512	7.7	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道昌椿	F		管領細川頼之奉書写	蠡簡集残編	大日史 6-44-53		
1513	8.25	門真周清	門真権少外記	F	御会始 講師	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1514	8.25	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道沙弥昌椿	F	御会始 作者	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1515	9.18	布施基連〈常進〉	基連	A	内談方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書口14	大日史 6-44-207		
1516	9.18	雅楽忠清〈道観、道喜〉	道喜	A	内談方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書口14	大日史 6-44-207		
1517	10.18	雅楽忠清〈道観、道喜〉	三須雅楽入道	F		後円融天皇綸旨	仲光卿記	大日史 6-44-240		
1518	11.19	矢野是林	矢野入道	B		宝莊嚴院方評定引付	東寺百合文書た17	大日古	終	
1519	11.22	松田貞秀	松田左衛門尉	B	祈祷御教書奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1520	11.26	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	B	細川業秀引付方開闢	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1521	11.27	安威詮有〈紹家〉	安威左衛門尉	A	段銭奉行	室町幕府奉行人書状案	東寺百合文書京70-3	百 WEB		
1522	12.27	沙弥	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書案	金剛三昧院文書	大日史 6-45-29		
1523	12.27	沙弥	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書案	金剛三昧院文書	大日史 6-45-29		
永和2年 (1376)										
1524	1.14	松田貞秀	貞秀	F		仏舎利奉請状	東寺文書御 1-7	東寺文書聚英		
1525	3.-	松田頼胤	松田修理進	B		山内通忠代頼賢支状	山内首藤家文書	大日史 6-46-248		
1526	4.13	依田時朝〈元信〉	元信	A	段銭奉行	依田時朝書状写	石清水八幡宮 社家文書	纂集		
1527	4.13	斎藤道成	斎藤刑部左衛門入道	A	段銭奉行	依田時朝書状写	石清水八幡宮 社家文書	纂集		
1528	4.23	斎藤道成	道成	A	段銭奉行	斎藤道成書状写	石清水八幡宮 社家文書	纂集		
1529	4.25	布施基連〈常進〉	布施民部基連 (ママ)	C	山名義理引付方	引付頭人山名義理奉書案	東寺百合文書た18 宝莊嚴院方評定引付永和 2.2.27	大日古		
1530	5.3	布施資連〈昌椿〉	布施入道昌椿	A	東寺奉行	布施昌椿書状案	東寺百合文書ラ9 学衆方評定引付永和 2.5.9	大日史 6-46-300		

1531	5.7	雑賀尚連〈連阿〉	雑賀縫殿頭入道沙弥連阿	A	播磨国奉行	雑賀連阿書状案	東寺百合文書ラ9学衆方評定引付永和2.5.9	大日史 6-46-300		
1532	5.7	斎藤道成	斎藤刑部左衛門入道	D	段銭奉行	雑賀連阿書状案	東寺百合文書ラ9学衆方評定引付永和2.5.9	大日史 6-46-300		
1533	5.23	飯尾	飯尾■左衛門	D		御深心院関白記	御深心院関白記	大日記		
1534	5.-	斎藤利員	斎藤太郎	B		毛利元春自筆事書案	毛利家文書 15-2	大日古		
1535	6.12	布施基連〈常進〉	基連	A	引付方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書さ50-1	文書集成 34		
1536	6.12	飯尾頼国〈道勝〉	道勝	A	引付方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書さ50-1	文書集成 34		
1537	7.7	雑賀尚連〈連阿〉	連阿	A	段銭奉行	室町幕府奉行人奉書	東寺百合文書ウ52	若狭国太良荘史料集成 4 終111		
1538	⑦ .18	布施基連〈常進〉	基連	A	引付方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書さ50-2	文書集成 35		
1539	⑦ .18	飯尾頼国〈道勝〉	道勝	A	引付方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書さ50-2	文書集成 35		
1540	9.23	松田貞秀	松田左衛門貞秀	A		松田貞秀書状	八坂文書 1801	八坂文書		
1541	10.4	諏方康朝	諏方神左衛門尉	C		細川頼之奉書	相模円覚寺文書	関 3825		
1542	10.4	三須弾正右衛門尉	三須弾正右衛門尉	C		細川頼之奉書	相模円覚寺文書	関 3825		
1543	10.22	左衛門尉	左衛門尉	A		室町幕府奉行人奉書案	東寺百合文書イ55-1	兵庫県史中世 6 東寺文書丹波国大山荘 255		
1544	11.9	依田時朝〈元信〉	元信	A	段銭奉行	室町幕府奉行人書状案	相模黄梅院文書	関 3834		
1545	11.22	安威詮有〈紹家〉	左衛門尉	A		室町幕府奉行人奉書	東寺百合文書ウ53	兵庫県史中世 6 東寺文書丹波国大山荘 256 花押かゝみ 4225		102
1546	11.30	布施基連〈常進〉	請人基連	F		源氏女田地売券	仁和寺文書 95	仁和寺史料古文書編一		103
1547	11.24	門真周清	門間	B	段銭奉行	学衆方評定引付	東寺百合文書ラ9学衆方評定引付永和2年11月24日条	相生市史 7		
1548	12.5	門真周清	周清	A	段銭奉行	室町幕府奉行人書状案	東寺百合文書ラ9学衆方評定引付永和2年11月24日条	相生市史 7		
永和3年(1377)										
1549	1.8	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1550	1.8	飯尾頼秀	飯尾左(右)近将監	B	評定始	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		104
1551	2.4	布施基連〈常進〉	基連	F		洞院公定日記	洞院公定日記	大日史 6-50-346		
1552	2.13	津戸直貞	津戸将監	F		門業記十七 冥道供八	門業記	大日史 6-49-240	終	
1553	2.28	松田貞秀	松田左衛門尉	F	政所執事代	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1554	2.28	飯尾	飯尾	E		軽海郷永和二年分年貢済物結解状	神奈川県立金沢文庫保管称名寺文書	関 3843		
1555	2.-	飯尾	飯尾	E		軽海郷代官僧靈康書状	神奈川県立金沢文庫保管称名寺文書	関 3845		
1556	2.29	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大夫入道	B	侍所番文施行	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1557	3.28	布施基連〈常進〉	布施民部丞	D	侍所	社務補任記	社務補任記	賀茂文化研究 2		
1558	3.28	松田頼胤	松田修理進	D	侍所	社務補任記	社務補任記	賀茂文化研究 2		
1559	4.18	依田時朝〈元信〉	元信	A		依田時朝書状	清和院文書	大日史 6-49-329		

1560	4.29	斎藤基繁	左衛門尉基繁	A		沙弥理連・左衛門尉基繁連署打渡状写	尊経閣文庫所蔵「將軍代々文書」	愛知県史資料編 9 301		
1561	4.29	和田理連	「和田」沙弥理連	A		沙弥理連・左衛門尉基繁連署打渡状写	尊経閣文庫所蔵「將軍代々文書」	愛知県史資料編 9 301	初終	
1562	7.9	雅楽忠清〈道観、道喜〉	三須雅楽入道	B		後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1563	8.10	依田時朝〈元信〉	依田左近入道	B	禪律方	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1564	8.-	某	裏花押	C		万里小路家雑掌重安申状 (3.8.-4.)	九条家文書 1654	図書寮叢刊		
1565	9.8	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入道	B	禪律方	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1566	9.14	布施基連〈常進〉	基連	A	内談方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書さ 50-3	文書集成 36		105
1567	9.14	飯尾頼国〈道勝〉	道勝	A	内談方	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書さ 50-3	文書集成 36		
1568	12.17	某	裏花押	C		東寺雑掌頼憲重申状 (永和 2.5.-)	東寺百合文書セ 20-1	百 WEB		
永和 4 年 (1378)										
1569	1.11	依田時朝〈元信〉	依禪	B	式評定衆	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		
1570	1.11	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		
1571	1.11	諏方康朝	諏方神左衛門尉	B	評定始圖役	花營三代記 御評定着座次第	花營三代記 御評定着座次第	群書類従 26 雑部		
1572	1.16	布施基連〈常進〉	民部丞基連	F		布施基連〈常進〉・同康冬等連署院領寄進状	その他の慈聖院文書 12	分散した禅院文書群をもちいた情報復元の研究		
1573	3.2	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道昌椿	F		南禅寺慈聖院領書庄園重書目録 (康暦 2.5.3)	早稲田大学図書館所蔵南禅寺文書	九 5596		
1574	3.6	飯尾	飯尾	E		輕海郷永和三年分年貢済物結解状	神奈川県立金沢文庫保管称名寺文書	関 3887		
1575	11.4	松田貞秀	松田	E	政所	後深心院関白記	後深心院関白記	大日記		
1576	12.3	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽入道	B	過所	室町幕府過所写	石清水八幡宮社家文書	纂集		
1577	12.12	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道道喜	B	公人奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1578	12.12	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B	諸国守護奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1579	12.12	飯尾貞行	飯尾美濃守貞行	B	禪律長老奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1580	.-	布施資連〈昌椿〉	布施彈正大夫入道	E	東寺奉行	東寺奉行并執奏御使交名	東寺百合文書ニ 445	東寺百合文書八		106
1581	.-	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近大夫入道	E		東寺奉行并執奏御使交名	東寺百合文書ニ 445	東寺百合文書八		
1582	.-	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	E		東寺奉行并執奏御使交名	東寺百合文書ニ 445	東寺百合文書八		
康暦元年 (1379)										
1583	1.28	依田時朝〈元信〉	依禪	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1584	1.28	飯尾貞行	飯尾美濃守	B	評定始奏事役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1585	1.28	諏方康朝	諏方神左衛門尉	B	評定始圖役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1586	2.6	斎藤五郎左衛門尉	斎藤五郎左衛門尉	B	侍所	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1587	2.12	中沢	中沢	E		山城国東西九条并八条町巷所年貢米散用状 (康暦 2.2.-)	東寺百合文書キ 1-2	百 WEB		

1588	4.27	中沢	中沢	E		山城国東西九条并八条町巷所年貢米散用状(康暦2.2.-)	東寺百合文書キ1-2	百 WEB		
1589	④ .14	松田貞秀	松田丹後守	D		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1590	5.7	松田貞秀	松田左衛門尉貞秀	F		後愚昧記	後愚昧記	大日記		
1591	5.11	門真周清	門真外記	B	恩賞奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1592	6.8	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	E	評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1593	6.9	門真周清	門真権少外記周清	F		足利義満袖判下文	鹿王院文書 172	鹿王院文書の研究		
1594	6.17	松田貞秀	松田丹後守	B		足利義満御判御教書写	祇園社記続録 第二	八坂記録 4		
1595	6.21	門真周清	門真権少外記	B	寺社奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1596	6.21	松田頼胤	松田修理進	B	寺社奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1597	6.21	斎藤基兼	斎藤四郎左衛門尉	B	寺社奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1598	6.25	依田時朝〈元信〉	依田左近入道元信	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1599	6.25	松田貞秀	松田丹後守	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1600	6.25	門真周清	門真少外記	B	評定始奏事	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1601	6.25	飯尾新左衛門尉	飯尾新左衛門尉	B	評定始圖役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1602	7.19	中沢	中沢	E		山城国東西九条并八条町巷所年貢米散用状(康暦2.2.-)	東寺百合文書キ1-2	百 WEB		
1603	7.25	門真周清	門真左衛門尉	B		日吉、祇園、北野、神興造営要脚事	追加法 127 花營三代記 (8.23)	法制史料		
1604	7.25	門真周清	門真左衛門尉	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1605	7.25	松田貞秀	松田丹後守	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1606	7.25	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1607	7.25	門真周清	門真左衛門尉	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1608	7.25	松田頼胤	松田豊前守	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1609	7.25	斎藤基兼	斎藤四郎右衛門尉	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1610	7.25	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門尉	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1611	7.25	布施基連〈常進〉	布施民部丞	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1612	7.25	斎藤基兼	斎藤筑前五郎左衛門	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1613	7.25	雅楽民部左衛門尉	雅楽民部左衛門尉	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部	初	
1614	7.25	飯尾為清〈崇輝〉〈崇輝〉	飯尾四郎左衛門尉	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1615	7.25	松田秀経	松田主計允	B	日吉神興造営奉行	花營三代記 (康暦 1.5.11)	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1616	7.25	松田貞秀	松田丹後守	B	義満右大將拝賀奉行	右大將家御拝賀散状并路次儀	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1617	7.25	門真周清	門真権少外記	B	義満右大將拝賀奉行	右大將家御拝賀散状并路次儀	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1618	7.25	松田頼胤	松田修理進	B	義満右大將拝賀奉行	右大將家御拝賀散状并路次儀	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1619	7.25	斎藤基兼	斎藤四郎右衛門尉	B	義満右大將拝賀奉行	右大將家御拝賀散状并路次儀	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1620	7.25	飯尾頼秀	飯尾右近将監	B	義満右大將拝賀奉行	右大將家御拝賀散状并路次儀	花營三代記	群書類従 26 雑部		

1621	7.25	中沢氏綱〈行靖〉	中沢次郎左衛門尉	B	義満右大將 拝賀奉行	右大將家御拝賀散 状并路次儀	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1622	7.25	飯尾	飯尾	B	義満右大將 拝賀奉行	右大將家御拝賀散 状并路次儀	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1623	7.25	斎藤基繁	斎藤筑前五郎左 衛門尉	B	義満右大將 拝賀奉行	右大將家御拝賀散 状并路次儀	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1624	8.25	松田貞秀	松田丹後守	B	政所執事代	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1625	8.25	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和入道	B	評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1626	8.29	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B	内談右筆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1627	9.1	中沢	中沢	E		山城国東西九条并 八条町巷所年貢米 散用状 (康暦 2.2.-)	東寺百合文書キ 1-2	百 WEB		
1628	9.5	松田貞秀	松田丹州	B	侍所	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1629	9.17	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	B	東寺奉行	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1630	10.22	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽入道	D		迎陽記	迎陽記	纂集		
1631	10.22	門真周清	門真少外記	D		迎陽記	迎陽記	纂集		
1632	11.20	諏方康朝	諏方神左衛門尉 康朝	E		迎陽記	迎陽記	纂集		
1633	11.22	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽入道	E		迎陽記	迎陽記	纂集		
1634	11.22	斎藤基兼	斎藤四郎右衛門 基兼	D		迎陽記	迎陽記	纂集		
1635	11.22	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門詮 有	D		迎陽記	迎陽記	纂集		
1636	11.26	諏方康朝	諏方神左衛門	E		迎陽記	迎陽記	纂集		
1637	11.27	飯尾	飯尾	E		山城国東西九条并 八条町巷所年貢米 散用状 (康暦 2.2.-)	東寺百合文書キ 1-2	百 WEB		
1638	11.26	諏方康朝	諏方神左衛門	E		迎陽記	迎陽記	纂集		
1639	11.29	松田	松田	B		康暦元年結縁灌頂 記	康暦元年結縁灌 頂記	続群書類従 26 上積家部		
1640	11.29	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道道 喜	B		康暦元年結縁灌頂 記	康暦元年結縁灌 頂記	続群書類従 26 上積家部		
1641	11.30	斎藤基兼	斎藤四郎右衛門 尉基兼	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連 署奉書案	東寺百合文書ナ 21-2	山城国上桂庄史料中 327-2		
1642	11.30	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾四郎左衛門 為清	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連 署奉書案	東寺百合文書ナ 21-2	山城国上桂庄史料中 327-2		
1643	11.30	布施基連〈常進〉	布施民部丞	E	段銭奉行	室町幕府奉行人連 署奉書案	東寺百合文書ナ 21-2	山城国上桂庄史料中 327-2		
1644	11.30	依田時朝〈元信〉	依田左近大夫入 道元信	B		康暦元年結縁灌頂 記	康暦元年結縁灌 頂記	続群書類従 26 上積家部		
1645	11.30	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道道 喜	B		康暦元年結縁灌頂 記	康暦元年結縁灌 頂記	続群書類従 26 上積家部		
1646	11.30	諏方康朝	諏方神左衛門亮	B		康暦元年結縁灌頂 記	康暦元年結縁灌 頂記	続群書類従 26 上積家部		
1647	12.27	布施	布施	E		造営方散用状 (康 暦 3.2.21)	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1648	12.27	白井	白井	E		造営方散用状 (康 暦 3.2.21)	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1649	-.-	諏方	諏方	E		造営方散用状 (永 徳 2.1.-)	東寺百合文書ヒ 62-6	百 WEB		
康暦 2 年 (1380)										
1650	1.8	松田貞秀	松丹貞秀	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1651	1.8	飯尾為重〈円耀〉	飯左禪日 (ママ) 耀	B	式評定衆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1652	1.8	門真周清	門真左衛門尉	B	評定始奏事 役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1653	1.8	諏方康嗣	諏方左近将監	B	評定始圖役	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部	終	

1654	1.12	松田貞秀	松田丹後守	F		権中納言為重卿集	権中納言為重卿集	群書類従 14 和歌部		
1655	1.16	門真周清	門真左衛門尉	D		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1656	1.16	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	D		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1657	1.21	布施基連〈常進〉	布施民部丞	D		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1658	1.21	松田貞秀	松田	E		造営方散用状（康暦 3.2.21）	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1659	1.25	布施基連〈常進〉	布施民部丞	D		花營三代記（康暦 2.1.21）	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1660	1.25	飯尾新左衛門	飯尾新左衛門	D		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1661	1.25	斎藤基繁	斎藤筑前五郎左衛門尉	D		花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1662	1.25	布施基連〈常進〉	布施	E		造営方散用状（康暦 3.2.21）	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1663	1.25	白井	白井	E		造営方散用状（康暦 3.2.21）	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1664	2.23	松田貞秀	松田丹後守	B		増長院義宝書状	東寺百合文書カ 178	若狭国太良荘史料集成 4 132		
1665	2.25	安威詮有〈紹家〉	左衛門尉詮有	A	段銭奉行	室町幕府奉行人奉書案	東寺百合文書ミ 45	若狭国太良荘史料集成 4 133		
1666	2.25	安威詮有〈紹家〉	左衛門尉	A	段銭奉行	室町幕府奉行人奉書	東寺百合文書ウ 54	兵庫県史中世 6 東教書丹波国大山荘 268 百 WEB 花押かゞみ 4225		
1667	3.5	布施基連〈常進〉	布施民部丞 基□	A	段銭奉行	室町幕府奉行人布施基連〈常進〉書状	東寺百合文書ム 54	山城国上桂庄史料中 297		
1668	3.6	斎藤基繁	斎藤筑前五郎左衛門 基□	A	段銭奉行	室町幕府奉行人布施基連書状	東寺百合文書ヤ 35	山城国上桂庄史料中 298		
1669	3.12	門真周清	周清	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署書状写	石清水八幡宮社家文書 122	纂集		
1670	3.12	依田時朝〈元信〉	元信	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署書状写	石清水八幡宮社家文書 122	纂集		
1671	3.12	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門尉	C	段銭奉行	室町幕府奉行人連署書状写	石清水八幡宮社家文書 122	纂集		
1672	3.13	松田貞秀	松田	F		権中納言為重卿集	権中納言為重卿集	群書類従 14 和歌部		
1673	3.29	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近入道	B	内談右筆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1674	3.29	雅楽民部左衛門尉	子息雅楽民部左衛門尉	B	内談右筆	花營三代記	花營三代記	群書類従 26 雑部		
1675	4.1	松田頼胤	豊前守頼胤	A	段銭奉行	室町幕府奉行人書状	西大寺文書別掲 313	宮津市史史料編 1		
1676	4.1	松田頼胤	松田ふせんのかミ	F		某申状案	秦文書 75	小浜市史諸家文書 3		107
1677	4.12	門真周清	門真周清	F		迎陽記	迎陽記	纂集		
1678	4.18	安威詮有〈紹家〉	詮有	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書の 18	文書集成 37		
1679	4.18	矢野倫幸	倫幸	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書の 18	文書集成 37		
1680	4.23	松田貞秀	貞秀	F		迎陽記	迎陽記	纂集		
1681	4.23	門真周清	周清	F		迎陽記	迎陽記	纂集		
1682	5.3	依田時朝〈元信〉	依田入道	B		南禅寺慈聖院領書庄園重書目録	早稲田大学図書館所蔵南禅寺文書	九 5596		
1683	5.3	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾四郎左衛門為清	A	段銭奉行	室町幕府奉行人奉書案	東寺百合文書に 284	兵庫県史中世 6 東寺文書丹波国大山荘 273		
1684	5.3	斎藤基兼	斎藤□郎右衛門基兼	A	段銭奉行	室町幕府奉行人奉書案	東寺百合文書に 284	兵庫県史中世 6 東寺文書丹波国大山荘 273		
1685	5.3	安威詮有〈紹家〉	安威新左衛門尉	C	段銭奉行	室町幕府奉行人奉書案	東寺百合文書に 284	兵庫県史中世 6 東寺文書丹波国大山荘 273		

1686	5.4	松田頼胤	豊前守頼胤	A	段銭奉行	松田頼胤書状	西大寺文書 別掲 314	宮津市史史料編 1		
1687	5.11	松田貞秀	松田丹後守貞秀	F		迎陽記	迎陽記	纂集		
1688	5.11	門真周清	門真左衛門尉周清	F		迎陽記	迎陽記	纂集		
1689	5.-	飯尾貞行	飯尾美濃守	B		西大寺雑掌澄恵重中状	西大寺文書 別掲 310	宮津市史史料編 1		
1690	6.6	斎藤基兼	斎藤四郎左衛門尉	B		花宮三代記	花宮三代記	群書類従 26 雑部		
1691	6.13	飯尾頼秀	頼秀判	A		飯尾頼秀書状写	萩藩閥閥録 七十一	中 4616		
1692	7.7	松田貞秀	松田	F		権中納言為重卿集	権中納言為重卿集	群書類従 14 和歌部		
1693	7.30	中沢	中沢	E		造営方散用状 (永徳 1.8.-)	東寺百合文書ヒ 62-4	百 WEB		
1694	8.3	依田時朝 (元信)	依田	F		迎陽記	迎陽記	纂集		
1695	8.5	飯尾	飯尾	E		造営方散用状 (康暦 3.2.21)	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1696	8.11	松田頼胤	豊前守	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署奉書案	西大寺文書別掲 312	宮津市史史料編 1		
1697	8.11	松田貞秀	丹後守	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署奉書案	西大寺文書別掲 312	宮津市史史料編 1		
1698	8.12	依田時朝 (元信)	依田入	B		管領斯波義将奉書	海藏院文書	写真版		108
1699	8.21	飯尾	飯尾	E		造営方散用状 (康暦 3.2.21)	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1700	8.21	松田兼秀	松田左衛門尉	E		社務執行顕深書状	八坂文書 1676	八坂文書	初	
1701	8.28	飯尾	飯尾	E		造営方散用状 (康暦 3.2.21)	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1702	10.1	松田貞秀	松田	F		権中納言為重卿集	権中納言為重卿集	群書類従 14 和歌部		
1703	10.20	松田貞秀	松田	F		権中納言為重卿集	権中納言為重卿集	群書類従 14 和歌部		
1704	10.24	松田貞秀	松田	F		権中納言為重卿集	権中納言為重卿集	群書類従 14 和歌部		
1705	10.24	松田貞秀	松田	F		権中納言為重卿集	権中納言為重卿集	群書類従 14 和歌部		
1706	11.24	飯尾頼国 (道勝)	飯尾大和入道	F		管領斯波義将奉書写	尊経閣文庫「諸家文書」	愛知県史資料編 9 379		
1707	12.15	松田貞秀	松田丹州	E		空華日用工夫略集	空華日用工夫略集	空華日用工夫略集		
1708	12.15	雅楽忠清 (道観、道喜)	美須歌	E		空華日用工夫略集	空華日用工夫略集	空華日用工夫略集		
1709	12.18	治部有栄 (禅蘊)	禅蘊	A		室町幕府奉行人連署奉書案	西大寺文書別掲 315	宮津市史史料編 1		
1710	12.18	矢野倫幸	倫幸	A		室町幕府奉行人連署奉書案	西大寺文書別掲 315	宮津市史史料編 1		
1711	12.22	飯尾頼国 (道勝)	飯尾大和入道	B		管領斯波義将奉書案	久我家文書 121 (1)	久我家文書		
1712	12.27	斎藤	斎藤	E		造営方散用状 (康暦 3.2.21)	東寺百合文書ヒ 61	百 WEB		
1713	12.27	松田貞秀	まつたのたんこ	B		小早川重景讓状写 (貞治 2.6.29)	長門小早川家文書	関 3103		109
1714	-. -	布施基連 (常進)	基連	B	段銭奉行	東寺領段銭免除諸庄園目録 (康暦 2 カ)	東寺百合文書ル 256	山城国上桂庄史料中 302		
1715	-. -	斎藤基繁	基繁	B	段銭奉行	東寺領段銭免除諸庄園目録 (康暦 2 カ)	東寺百合文書ル 256	山城国上桂庄史料中 302		
1716	-. -	安威詮有 (紹家)	詮有	B	段銭奉行	東寺領段銭免除諸庄園目録 (康暦 2 カ)	東寺百合文書ル 256	山城国上桂庄史料中 302		

1717	-.-	松田秀経	秀経	B	段銭奉行	東寺領段銭免除諸 庄園目録（康暦 2 カ）	東寺百合文書ル 256	山城国上桂庄史料中 302		
1718	-.-	三須季信	季信	B	段銭奉行	東寺領段銭免除諸 庄園目録（康暦 2 カ）	東寺百合文書ル 256	山城国上桂庄史料中 302	初	
1719	-.-	門真周清	周清	B	段銭奉行	東寺領段銭免除諸 庄園目録（康暦 2 カ）	東寺百合文書ル 256	山城国上桂庄史料中 302		
1720	-.-	飯尾為清（崇 輝）	為清	B	段銭奉行	東寺領段銭免除諸 庄園目録（康暦 2 カ）	東寺百合文書ル 256	山城国上桂庄史料中 302		
永徳元年（1381）										
1721	1.7	松田満秀	松田丹後八郎満 秀	F		康暦三年正月七日 白馬節会御出仕記	花営三代記	群書類従 26 雑部	初	
1722	1.11	松田貞秀	松田貞秀	B	式評定衆	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1723	1.11	門真周清	門真左衛門尉	B	評定始奏事 役	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1724	1.11	布施基連（常 進）	布施民部丞	B	評定始圖役	花営三代記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1725	1.11	松田	松田	E		（造営方）散用状 （永徳 2.2.30）	東寺百合文書キ 4-1	百 WEB		
1726	1.13	松田満秀	松田丹後八郎	F		康暦三年正月七日 白馬節会御出仕記	花営三代記	群書類従 26 雑部		
1727	1.14	松田貞秀	貞秀	F		勅使日野資教仏舎 利奉請状	東寺文書御六	東寺文書聚英 219		
1728	2.-	中沢	中沢	E	寝殿	造営方散用状（永 徳 2.1.-）	東寺百合文書ヒ 62-6	百 WEB		
1729	3.-	治部則栄	治部四郎左衛門 尉則栄	B	山水	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		110
1730	3.-	飯尾兼行	飯尾隼人佑兼行	B	山水	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1731	3.-	宗像直基	宗像民部丞直基	B	山水	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1732	3.-	布施基連（常 進）	布施民部丞基連	B	船	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1733	3.-	斎藤基繁	斎藤筑前五郎左 衛門尉基繁	B	船	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1734	3.-	松田秀経	松田主計充秀経	B	築地	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1735	3.-	飯尾頼兼	飯尾大蔵左衛門 尉頼兼	B	築地	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1736	3.-	松田頼胤	松田豊前守頼胤	B	御引出物	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1737	3.-	飯尾為清（崇 輝）	飯尾四郎左衛門 尉為清	B	御引出物	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1738	3.-	門真周清	門真左衛門尉周 清	B	参内供奉人 儀促	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1739	3.-	斎藤基兼	斎藤四郎右衛門 尉基兼	B	参内供奉人 儀促	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1740	3.-	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B	惣奉行	行幸室町殿御逗留 間儀事	押小路文書 44	押小路文書 44		
1741	4.21	依田時朝（元 信）	元信	A	段銭奉行	依田時朝書状写	石清水八幡宮社 家文書 124	纂集		
1742	4.21	斎藤道成	斎藤刑部左衛門 入道	C		依田時朝書状写	石清水八幡宮社 家文書 124	纂集		
1743	5.10	飯尾	飯尾	E		造営方散用状（永 徳 2.1.-）	東寺百合文書ヒ 62-6	百 WEB		
1744	5.-	松田貞秀	松田丹後守	B	任大臣大饗 総奉行	永享四年大饗定	永享四年大饗定	続群書類従 33 上雑部		111
1745	5.-	安威詮有（紹 家）	安威新左衛門尉	B	任大臣大饗 奉行	永享四年大饗定	永享四年大饗定	続群書類従 33 上雑部		
1746	5.-	布施基連（常 進）	布施民部丞	B	任大臣大饗 奉行	永享四年大饗定	永享四年大饗定	続群書類従 33 上雑部		

1747	5.-	治部則栄	治部左衛門尉	B	任大臣大饗奉行	永享四年大饗定	永享四年大饗定	続群書類従 33 上雑部		
1748	5.-	飯尾為永〈常健〉	飯尾左衛門大夫	B	任大臣大饗奉行	永享四年大饗定	永享四年大饗定	続群書類従 33 上雑部		
1749	5.-	飯尾兼行	同隼人佐	B	任大臣大饗奉行	永享四年大饗定	永享四年大饗定	続群書類従 33 上雑部		
1750	5.-	斎藤基繁	斎藤筑前五郎左衛門尉	B	任大臣大饗奉行	永享四年大饗定	永享四年大饗定	続群書類従 33 上雑部		
1751	5.-	松田秀経	松田主計允	B	任大臣大饗奉行	永享四年大饗定	永享四年大饗定	続群書類従 33 上雑部		
1752	6.17	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B	政所執事代	武家五壇法	柳原家記録第 125 卷	東京大学史料編纂所 DB		112
1753	7.6	安威詮有〈紹家〉	安盛〈威敷〉新左衛門	B	政所 合奉行	初任大饗記	初任大饗記	初任大饗記		113
1754	7.6	布施基連〈常進〉	布施・	B	政所 合奉行	初任大饗記	初任大饗記	初任大饗記		
1755	7.16	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B		足利義満御内書案	久我家文書 121 (2)	久我家文書		
1756	7.23	松田貞秀	松田丹後守	B	政所執事代	初任大饗記	初任大饗記	初任大饗記		
1757	7.23	治部則栄	治部二郎左衛門	B	政所	初任大饗記	初任大饗記	初任大饗記		
1758	8.30	斎藤	斎藤	E		造営方散用状	東寺百合文書 62-4	百 WEB		
1759	8.30	松田貞秀	松田丹後守	D		後深心院閼白記	後深心院閼白記	大日記		
1760	8.30	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近将監入道	D		後深心院閼白記	後深心院閼白記	大日記		
1761	9.12	松田貞秀	貞秀	A		松田貞秀書状案	藤岡氏所蔵文書	加能史料南北朝Ⅲ		
1762	10.5	松田貞秀	松田	B		空華日用工夫略集	空華日用工夫略集	空華日用工夫略集		
1763	10.9	斎藤	斎藤	E		造営方散用状 (永徳 1.2.-)	東寺百合文書 62-6	百 WEB		
1764	10.13	雅楽	雅楽	C		山名義幸書状案	百舌講文書別掲 16	宮津市史料編 1		114
1765	11.17	安威詮有〈紹家〉	詮有 新左衛門法名紹家	F		神氏系図	神氏系図	大日史 6-34-238	終	
1766	11.19	安威資脩〈性威、性遵〉	安威左衛門尉資脩法師〈法名性威〉	F		足利義満所領寄進状案	鹿王院文書 218	鹿王院文書の研究	終既没	
1767	12.13	松田貞秀	貞秀	A	神興造替奉行	松田貞秀書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1768	12.14	飯尾為清〈崇輝〉	為清	A		室町幕府奉行人奉書案	東寺百合文書 55-2	百 WEB		
1769	12.14	門真周清	門真左衛門尉	C		室町幕府奉行人奉書案	東寺百合文書 55-2	百 WEB		
1770	12.18	松田貞秀	貞秀	A	神興造替奉行	松田貞秀書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1771	12.18	松田貞秀	松田殿	E	北野神興造替奉行	松梅院禪巖書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1772	12.18	松田頼胤	松田豊前守	E	北野神興造替奉行	松梅院禪巖書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1773	12.18	松田頼胤	頼胤	A	北野神興造替奉行	松田頼胤書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1774	12.29	斎藤基行	斎藤加賀四郎	C	政所	幕府政所執事照禪〈伊勢貞継〉寄人加任状案	蟷川家文書	大日古		
1775	-.-	三須季信	雅楽左金吾季信	F		義堂周信法語	義堂和尚語録 卷第三	大日本仏教全書		115
1776	12.-	三須季信	雅楽備中守	C		東寺領洛中散在当知行敷地注文案	東寺百合文書 1-11	百 WEB		116
1777	12.-	門真周清	門真左衛門尉	B	祇園神興造替奉行	公方帳文案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1778	12.-	斎藤五郎左衛門尉	斎藤五郎左衛門尉	B	祇園神興造替奉行	公方帳文案	神興造替記録	北野天満宮史料		

1779	12.-	松田秀経	松田主計允	B	祇園神輿造替奉行	公方帳文案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1780	12.-	松田頼胤	松田豊前守頼胤	B	北野神輿造替奉行	公方帳文案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1781	12.-	飯尾為久	飯尾善左衛門尉	B	北野神輿造替奉行	公方帳文案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1782	12.-	雅楽民部左衛門尉	雅楽民部左衛門尉	B	北野神輿造替奉行	公方帳文案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1783	.-	松田貞秀	松田丹後守	B	北野神輿造替奉行	神輿造替記録	神輿造替記録	北野天満宮史料		117
1784	.-	松田頼胤	松田豊前守	B	北野神輿造替奉行	神輿造替記録	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1785	.-	門真周清	門真左衛 []	B	北野神輿造替奉行	神輿造替記録	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1786	.-	飯尾為久	飯尾善左衛門尉	B	北野神輿造替奉行	神輿造替記録	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1787	.-	斎藤五郎左衛門尉	斎藤五郎左衛門尉	B	北野神輿造替奉行	神輿造替記録	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1788	.-	雅楽民部左衛門尉	雅楽民部 []	B	北野神輿造替奉行	神輿造替記録	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1789	.-	松田秀経	松田主計允	B	北野神輿造替奉行	神輿造替記録	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1790	.-	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B		大政所別当職所見文書案	八坂文書 1116	八坂文書		118
1791	.-	松田兼秀	美作守	B		大政所別当職所見文書案	八坂文書 1116	八坂文書		
永徳2年 (1382)										
1792	1.-	中沢	中沢	E		造営方散用状	東寺百合文書ヒ 62-6	百 WEB		
1793	1.-	飯尾	飯尾	E		造営方散用状	東寺百合文書ヒ 62-6	百 WEB		
1794	① .13	門真周清	門真権少外記	C		法印禅仙拳状案	東寺百合文書を 35 (431)	大日古		
1795	2.6	依田時朝〈元信〉	依田入道	B		管領斯波義将奉書案	仁和寺文書 40 (4)	仁和寺史料古文書編一		
1796	3.12	依田時朝〈元信〉	依田入道	B		管領斯波義将奉書案	仁和寺文書 40 (3)	仁和寺史料古文書編一	終	
1797	3.17	松田貞秀	平貞秀	F		新後拾遺和歌集 秋歌下 412 雑春歌 680 恋歌 4 1184	新後拾遺和歌集	新編国歌大観		
1798	3.17	飯尾為連〈覚民〉	三善為連	F		新後拾遺和歌集 秋歌下 426 雑春歌 588 雑歌下 1395	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	既没	
1799	3.28	門真周清	伴周清	F		新後拾遺和歌集 冬歌 505 恋歌 2 1073 恋歌 4 1211 恋歌 5 1241	新後拾遺和歌集	新編国歌大観		
1800	3.28	門真経清〈寂真〉	寂真法師	F		新後拾遺和歌集 冬歌 530 雑春歌 610 恋歌 2 1003 1035	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	既 没 終	
1801	3.17	清通定	清原通定	F		新後拾遺和歌集 雑春歌 595	新後拾遺和歌集	新編国歌大観		
1802	3.28	斎藤基名〈業心〉	藤原基名	F		新後拾遺和歌集 雑春歌 677	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	既 没 終	
1803	3.28	津戸朝元〈道元〉	道元法師	F		新後拾遺和歌集 雑春歌 698	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	既没	
1804	3.28	飯尾為永〈常健〉	三善為永	F		新後拾遺和歌集 雑秋歌 802	新後拾遺和歌集	新編国歌大観		
1805	3.28	飯尾為宗〈信快〉	信快法師	F		新後拾遺和歌集 雑秋歌 808	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	既 没 終	
1806	3.28	安威資脩〈性威、性遵〉	性威法師	F		新後拾遺和歌集 雑秋歌 832	新後拾遺和歌集	新編国歌大観		
1807	3.28	斎藤道成	道成法師	F		新後拾遺和歌集 羈旅歌 906	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	終	

1808	3.28	飯尾頼国〈道勝〉	道勝法師	F		新後拾遺和歌集 恋歌 2 1049	新後拾遺和歌集	新編国歌大観		
1809	3.28	飯尾頼秀	三善頼秀	F		新後拾遺和歌集 恋歌 4 1180	新後拾遺和歌集	新編国歌大観		
1810	3.28	諏方円忠	法眼円忠	F		新後拾遺和歌集 恋歌 5 1326	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	既没	
1811	3.28	斎藤康行	藤原康行	F		新後拾遺和歌集 雑歌上 1344	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	終	
1812	3.28	布施資連〈昌椿〉	三善資連	F		新後拾遺和歌集 雑歌下 1430	新後拾遺和歌集	新編国歌大観	終	
1813	4.3	松田貞秀	貞秀	A		室町幕府奉行人連署書状写	祇園社記続録 第四	八坂記録 4		
1814	4.3	飯尾為重〈円耀〉	円耀	A		室町幕府奉行人連署書状写	祇園社記続録 第四	八坂記録 4		
1815	4.3	松田貞秀	貞秀	A		室町幕府奉行人連署書状写	祇園社記続録 第七	八坂記録 4		119
1816	4.3	飯尾為重〈円耀〉	円耀	A		室町幕府奉行人連署書状写	祇園社記続録 第七	八坂記録 4		
1817	7.-	某	裏花押	C		東寺雑掌頼勝申状	東寺百合文書や 41-1	百 WEB		
1818	9.18	松田貞秀	松田丹後守貞秀	C		社務執行宝聚院顕深事書案	八坂文書 1334	八坂文書		
1819	9.18	松田兼秀	松田左衛門大夫	C		社務執行宝聚院顕深事書案	八坂文書 1334	八坂文書		
1820	10.18	飯尾為清〈崇輝〉	為清	A	東寺奉行	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書み 47-5	文書集成 40		
1821	10.18	松田貞秀	貞秀	A		室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書み 47-5	文書集成 40		
1822	10.28	松田貞秀	貞秀	A	段銭奉行	松田貞秀書状案	東寺百合文書み 47-6	若狭国太良荘史料集成 4 161-6		
1823	11.-	飯尾為清〈崇輝〉	裏花押	C		東寺雑掌頼勝申状	東寺百合文書む 15	百 WEB		
1824	.-	松田貞秀	松田丹州 貞秀	F		義堂周信法語	義堂和尚語録 卷第三	大日本仏教全書		120
永徳3年 (1383)										
1825	1.24	松田貞秀	松田丹後守貞秀	A	神興造替奉行	松田貞秀書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1826	1.25	松田貞秀	松田殿御宿所	C	神興造替奉行	松梅院禪嚴書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1827	1.26	松田貞秀	貞秀	A	神興造替奉行	松田貞秀書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1828	2.10	松田貞秀	松田殿御宿所	C	神興造替奉行	松梅院禪嚴書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1829	2.10	松田貞秀	松田殿御宿所	C	神興造替奉行	松梅院禪嚴書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1830	3.7	松田貞秀	裏花押	C		管領斯波義将奉書	大徳寺文書 3073	大日古		
1831	3.18	斎藤基繁	基繁	A		室町幕府奉行人連署奉書	高山寺所蔵東寺百合文書	文書集成 41		
1832	3.18	松田貞秀	貞秀	A		室町幕府奉行人連署奉書	高山寺所蔵東寺百合文書	文書集成 41		
1833	3.-	斎藤基繁	斎藤	C		東寺雑掌頼勝申状并具書案	東寺百合文書み 47-1	若狭国太良荘史料集成 4 161-1		
1834	3.24	松田貞秀	松田丹後守貞秀	A	神興造替奉行	松田貞秀書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1835	4.4	松田貞秀	松田殿御宿所	C	神興造替奉行	松梅院禪嚴書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1836	4.4	松田貞秀	松田殿御宿所	C	神興造替奉行	松梅院禪嚴書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1837	4.26	松田貞秀	松田殿御宿所	C	神興造替奉行	松梅院禪嚴書状案	神興造替記録	北野天満宮史料		
1838	5.14	松田貞秀	松田	E		造営方散用状 (永徳 3.6.30)	東寺百合文書キ 4-2	百 WEB		
1839	6.12	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		121

1840	6.13	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1841	6.17	松田貞秀	松田丹後守貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1842	6.22	松田貞秀	松田	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1843	7.2	松田貞秀	松田丹後守貞秀	E		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1844	7.4	松田貞秀	松田殿御宿所	C	神輿造替奉行	松梅院禪巖書状案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1845	7.5	松田貞秀	松田丹後守	C		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1846	7.8	松田貞秀	松田丹後守貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1847	7.9	松田貞秀	松田	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1848	7.11	松田貞秀	松田丹後守貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1849	7.15	松田貞秀	松田	E	神輿造替奉行	定範書状案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1850	7.16	松田貞秀	松田丹後守	E		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1851	7.18	松田貞秀	丹後守判	C		大友親世注進状案	筑後大友文書	九 5784		
1852	7.26	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1853	7.26	松田貞秀	貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1854	7.28	矢野倫幸	矢乃長門守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1855	8.9	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1856	8.14	松田貞秀	松田丹後守貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1857	8.16	松田貞秀	松田	E	神輿造替奉行	松梅院禪巖書状案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1858	8.16	松田貞秀	松田	E	神輿造替奉行	円済書状案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1859	8.16	松田貞秀	松田	E	神輿造替奉行	顯円書状案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1860	8.18	松田貞秀	貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1861	8.21	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1862	8.22	松田貞秀	松田丹後守	C		万里小路嗣房書状案	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1863	8.23	松田貞秀	貞秀	A	神輿造替奉行	松田貞秀書状案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1864	8.23	松田貞秀	松田丹後守	E		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1865	8.24	松田貞秀	松田殿御宿所	E	神輿造替奉行	松梅院禪巖書状案	神輿造替記録	北野天満宮史料		
1866	8.25	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1867	8.26	松田貞秀	貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1868	9.3	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1869	9.7	松田貞秀	松田丹後守	B	御前沙汰	吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1870	9.7	飯尾為重(円耀)	飯尾左近入道	B	御前沙汰	吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1871	9.8	松田貞秀	松田丹後守	E	御前沙汰	吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1872	9.9	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1873	9.12	松田貞秀	松田丹後守	B	御前沙汰	吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1874	9.13	松田貞秀	松田丹後守	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1875	9.14	松田貞秀	松田丹後守	B		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1876	9.15	松田兼秀	松田左衛門大夫	B		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1877	9.15	松田貞秀	松田丹後守	B		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1878	9.18	松田貞秀	松田丹後守貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1879	9.18	松田貞秀	松田	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1880	9.18	松田満秀	松田丹後八郎満秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1881	9.22	松田貞秀	貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1882	9.22	斎藤基久	斎藤五郎兵衛尉	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1883	9.24	松田貞秀	貞秀	F		吉田家日次記	吉田家日次記	東京大学史料編纂所 DB		
1884	10.16	松田貞秀	貞秀	A	政所執事代	松田貞秀書状	思文閣古書資料目録 125 善本特集 4	思文閣古書資料目録 125 善本特集 4		

1885	11.7	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和入道々々勝	F		管領斯波義将奉書写	尊経閣文庫「諸家文書」	愛知県史資料編 9 442		
1886	11.-	飯尾左近将監	飯尾左近将監	B		美濃国永保寺領目録写	永保寺文書	愛知県史資料編 9 446		
1887	12.9	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和入道々々勝	F		三河守護一色範光遵行状写	尊経閣文庫「諸家文書」	愛知県史資料編 9 443		
1888	12.19	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和入道々々勝	F		三河守護代一色詮範遵行状写	尊経閣文庫「諸家文書」	愛知県史資料編 9 444		
1889	12.29	松田貞秀	松田	E		大嘗会米沙汰用途注文	東寺百合文書×160	若狭国太良莊史料集成 4 165		
1890	12.29	斎藤基繁	斎藤	E		大嘗会米沙汰用途注文	東寺百合文書×160	若狭国太良莊史料集成 4 165		
1891	.-	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近将監《加賀守》入道円耀俗為重	E	政所執事代	政所頭人御次第	政所頭人御次第	室町時代研究 3		
1892	.-	松田貞秀	貞秀	E	公人奉行	斎藤基恒日記卷末公人奉行歴名	斎藤基恒日記	続史料大成		122
至徳元年 (1384)										
1893	5.2	飯尾為永〈常健〉	左衛門大夫	D		斯波義将奉書写	祇園社記御神領部第四	八坂記録 3		
1894	5.8	門真周清	門真弾正周清	F		常楽記	常楽記	群書類従 29 雑部	没	
1895	5.10	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾為清	C		管領斯波義将奉書案	東寺百合文書京 74	百 WEB		
1896	5.30	飯尾為永〈常健〉	飯尾左衛門大夫為永	A		室町幕府奉行人連署書状	東寺文書案甲 9	写真帳		123
1897	5.30	三須季信	三須備中守季信	A		室町幕府奉行人連署書状	東寺文書案甲 9	写真帳		
1898	7.4	三須季信	三須備中守季信	A	八幡奉行	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書フ 56	文書集成 42		
1899	7.4	飯尾為永〈常健〉	飯尾左衛門大夫為永	A	八幡奉行	室町幕府奉行人連署書下案	東寺百合文書フ 56	文書集成 42		
1900	7.23	松田貞秀	松田丹州	B		斯波義将奉書写	祇園社記御神領部第四	八坂記録 3		
1901	7.23	飯尾為永〈常健〉	左衛門大夫	D		斯波義将奉書写	祇園社記御神領部第四	八坂記録 3		
1902	8.17	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B		斯波義将奉書	東寺百合文書ヤ 38	百 WEB		
1903	⑨.-	松田頼胤	松田豊前守	B	東寺奉行	東寺雑掌頼勝申状案	東寺百合文書さ 56	百 WEB		
1904	10.29	飯尾為久	飯尾善左衛門尉	B		斯波義将奉書	東寺百合文書あ 25	百 WEB		
至徳 2 年 (1385)										
1905	1.12	松田貞秀	松田丹後守貞秀	E	式評定衆	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1906	1.12	飯尾為重〈円耀〉	飯尾左近入道	E	式評定衆	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1907	1.12	松田頼胤	松田豊後守	E	評定始奏事役	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1908	2.-	飯尾	飯尾	E		丹波国大山庄現納年貢注文	東寺百合文書に 44 (38)	大日古		
1909	4.4	松田貞秀	松田丹州貞秀	E		至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1910	4.4	斎藤基千〈聖信〉	平 (聖) 信	F		斎藤聖信裏書写	豊前到津文書	九 5902		124
1911	4.5	松田貞秀	松田丹州	E	政所	至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1912	6.27	松田貞秀	松田丹州	E		至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1913	6.29	松田貞秀	松田丹州	E	政所	至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1914	6.30	松田貞秀	松田	E	政所	至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1915	6.30	飯尾為永〈常健〉	飯尾肥前守	D		斎藤清長請文写	祇園社記御神領部第四	八坂記録 3		
1916	7.5	松田貞秀	松田	E		至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1917	7.6	松田貞秀	松田	E		至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1918	7.29	松田満秀	松田八郎左衛門尉	F		供奉人參状案	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		

1919	8.4	松田貞秀	松田丹州	E		至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1920	8.5	松田貞秀	松田丹州	E		至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1921	8.5	松田貞秀	松田丹後守	B	御前沙汰	斎藤聖信書状写 (応永 2.11.15)	阿蘇文書	大日史 7-2-149		
1922	8.6	飯尾為永〈常健〉	飯尾肥前守為永	D		足利義満下知状写	祇園社記御神領部第四	八坂記録 4		
1923	8.10	斎藤基千〈聖信〉	斎藤美乃入道	F		今川了俊書状	薩摩入来院文書	九 5923		
1924	8.10	斎藤基千〈聖信〉	斎藤美乃入道	F		今川了俊書状	薩摩入来院文書	九 5924		
1925	8.10	斎藤基千〈聖信〉	斎藤美乃入道	F		今川了俊書状	薩摩入来院文書	九 5925		
1926	8.25	布施資連〈昌椿〉	布施弾正大夫昌椿	F		管領斯波義将奉書	その他慈照院文書 15 (松雲公採集遺編類纂 120)	分散した禅院文書群	終	
1927	8.28	松田貞秀	松田丹州貞秀	E		至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1928	8.29	松田貞秀	松田丹後守	E		至徳二年記	至徳二年記	続群書類従 2 上神祇部		
1929	9.11	斎藤基千〈聖信〉	沙弥聖信	A		斎藤聖信書状写	肥後阿蘇家文書	九 5927		
1930	9.24	飯尾	飯尾	E		造営方散用状 (至徳 3.2.-)	東寺百合文書キ 6	百 WEB		
1931	9.30	松田貞秀	丹後守平朝臣	A		室町幕府奉行人奉書	尊経閣東福寺文書	文書集成 43		
1932	10.11	松田貞秀	貞秀	A		松田貞秀書状写	祇園社記続録第七	八坂記録 4		
1933	10.11	松田兼秀	松田作州	E		松田貞秀書状写	祇園社記続録第七	八坂記録 4		
1934	10.21	三須季信	雅楽備中守	C		真壁景康打渡状	九条家文書 1667	図書寮叢刊		
1935	10.28	松田貞秀	松田	E		嶋田兼将書状	東寺百合文書 オ 76	愛知県史資料編 9 475		
1936	11.3	飯尾	飯尾	E		造営方散用状 (至徳 3.2.-)	東寺百合文書キ 6	百 WEB		
1937	12.12	飯尾兼行	飯尾隼人佑兼行	F		足利義満御判御教書写	松雲公採集遺編類纂所収飯尾証書	静岡県史資料編 6 1039 号		
1938	12.12	飯尾頼国〈道勝〉	亡父道勝	F		足利義満御判御教書写	松雲公採集遺編類纂所収飯尾証書	静岡県史資料編 6 1039 号		
1939	12.12	松田貞秀	松田貞秀	B	御恩沙汰式評定衆	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1940	12.12	飯尾貞行	飯濃入	B	御恩沙汰式評定衆新加	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1941	12.12	松田頼胤	松田豊前守	B	御恩沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1942	12.12	三須季信	雅楽備中守	B	御恩沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1943	12.12	飯尾為永〈常健〉	飯尾肥前守	B	御恩沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1944	12.12	斎藤五郎左衛門尉	斎藤五郎左衛門尉	B	御恩沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1945	12.17	松田貞秀	松田丹州	B	仁政沙汰式評定衆	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1946	12.17	飯尾貞行	飯尾濃入	B	仁政沙汰式評定衆	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1947	12.17	飯尾為永〈常健〉	飯尾肥前守	B	仁政沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1948	12.17	三須季信	雅楽備中守	B	仁政沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1949	12.17	飯尾為久	飯尾善左衛門為久	B	仁政沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1950	12.17	松田秀経	松田主計允	B	仁政沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
1951	12.19	斎藤五郎右兵衛尉	斎藤五郎右兵衛尉	A		斎藤五郎右兵衛尉書状案	東寺百合文書 フ 61	百 WEB		
1952	12.19	斎藤五郎右兵衛尉	斎藤	E		蓮池重継書状案	東寺百合文書を 37 (28)	大日古		

至徳3年 (1386)											
1953	2.19	松田貞秀	貞秀	A	北野社奉行	松田貞秀書状案	神輿造替并社頭中門廻廊等料足引付	北野天満宮史料			
1954	2.21	松田貞秀	松田丹州	B	北野社奉行	豊原英秋書状案	神輿造替并社頭中門廻廊等料足引付	北野天満宮史料			
1955	2.21	松田貞秀	松田丹後守貞秀	A	北野社奉行	松田貞秀書状案	神輿造替并社頭中門廻廊等料足引付	北野天満宮史料			
1956	3.14	松田頼胤	松田豊前	C		管領斯波義将奉書	八坂文書 1743	八坂文書			
1957	3.14	門真周清	門真左衛門尉	B		学衆方評定引付	東寺百合文書 永60	百 WEB			
1958	5.18	飯尾為清 (崇輝)	飯尾左衛門大夫為清	A		飯尾為清書状	東寺百合文書 イ177	相国寺史料編中世 1356			
1959	5.-	飯尾貞行	飯尾美濃入道	B		東寺雑掌頼勝申状案	東寺百合文書 さ59	百 WEB			
1960	6.7	飯尾為清 (崇輝)	飯尾善左衛門大夫為清	B		管領斯波義将奉書案	壬生家文書 187	図書寮叢刊			
1961	6.17	飯尾貞行	飯尾美濃入道	B		学衆方評定引付	東寺百合文書 永60	百 WEB			
1962	6.20	斎藤五郎左衛門尉	斎藤五郎左衛門尉	B		山城国守護代小林某書状案	大宮文書	加茂町史 5 資料編 2			
1963	6.30	斎藤五郎左衛門尉	左兵衛□□	A		斎藤某書状	大宮文書	加茂町史 5 資料編 2			
1964	6.30	松田貞秀	松田丹後守	E		斎藤某書状	大宮文書	加茂町史 5 資料編 2			
1965	7.12	斎藤基繁	筑前五郎左衛門	C		管領斯波義将施行状	八坂文書 1514	八坂文書			
1966	8.7	飯尾為清 (崇輝)	為清	A	東寺奉行	室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書 ほ49	文書集成 44			
1967	8.7	松田頼胤	頼胤	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書 ほ49	文書集成 44			
1968	8.7	三須季信	雅楽備中守	A	地口奉行	室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書 ほ49	文書集成 44			
1969	8.10	飯尾為清 (崇輝)	飯尾左衛門大夫為清	C		尾張国大成庄文書目録 (至徳3頃成立か)	東寺百合文書 カ245	百 WEB			
1970	8.25	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B	侍所	山門并諸社神人等事	追加法 145	法制史料			
1971	8.29	飯尾為清 (崇輝)	飯尾善左衛門大夫	C		管領斯波義将奉書案	東寺百合文書 ホ36-6	愛知県史資料編 9 21 (5)			
1972	8.-	飯尾為清 (崇輝)	飯尾左衛門大夫為清	B		尾張国大成庄文書目録	東寺百合文書 カ245	愛知県史資料編 9 489			
1973	9.12	斎藤基繁	斎藤筑前□基繁	A		室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書 永60 学衆方評定引付 (9.8)	文書集成 45			
1974	9.12	松田貞秀	松田丹後貞秀	A		室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書 永60 学衆方評定引付 (9.8)	文書集成 45			
1975	9.26	飯尾備前守	飯尾備前守	C		管領斯波義将奉書案	仁和寺文書 40 (4)	仁和寺史料古文書編一	初		
1976	10.16	飯尾備前守	飯尾備前守	C		管領斯波義将奉書案	仁和寺文書 40 (5)	仁和寺史料古文書編一			
嘉慶元年 (1387)											
1977	4.19	飯尾為清 (崇輝)	飯尾善左衛門大夫 裏花押	C		東寺領洛中散在当知行敷地注文案	東寺百合文書 つ1-13	百 WEB			
1978	4.21	松田貞秀	松田丹□	B		將軍足利義満御判御教書案	蜷川家文書 7	大日古			
1979	5.2	飯尾為清 (崇輝)	裏花押	C		東寺雑掌頼勝申状案	東寺百合文書 ア97	百 WEB			
1980	5.21	飯尾為清 (崇輝)	飯尾善左衛門大夫為清	B		管領斯波義将奉書案	壬生家文書 188	図書寮叢刊			
1981	5.28	飯尾為清 (崇輝)	善左衛門大夫為清	A		飯尾為清書状	東寺百合文書 京79	百 WEB			

1982	6.3	飯尾為清〈崇輝〉	善左衛門大夫為清	E		飯尾為清書狀	東寺百合文書な137	百 WEB		
1983	6.3	飯尾為清〈崇輝〉	善左衛門大夫為清	E		飯尾為清書狀	東寺百合文書な138	百 WEB		
1984	6.-	飯尾貞行	飯尾美濃入道	F		東寺雜掌頼勝申狀案	東寺百合文書さ61	百 WEB		
1985	6.-	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾善左衛門大夫	B		東寺雜掌頼勝申狀案	東寺百合文書さ61	百 WEB		
1986	6.-	松田貞秀	前丹後守從五位上平朝臣貞秀	F		隱岐高田明神百首 (高田神社蔵本)	隱岐高田明神百首 (高田神社蔵本)	新編国歌大観 10		
1987	6.-	松田満秀	正六位上行左衛門少尉平朝臣満秀	F		隱岐高田明神百首 (高田神社蔵本)	隱岐高田明神百首 (高田神社蔵本)	新編国歌大観 10		
1988	6.-	宗像直基	正六位上行民部丞平朝臣直基	F		隱岐高田明神百首 (高田神社蔵本)	隱岐高田明神百首 (高田神社蔵本)	新編国歌大観 10		
1989	9.2	松田貞秀	松田丹州	F		空華日用工夫略集	空華日用工夫略集	空華日用工夫略集		
1990	11.12	松田貞秀	松田丹州	F		近來風体	近來風体	歌論歌学集成 10		
1991	12.5	中沢氏綱〈行靖〉	中沢次郎	D		管領斯波義將奉書	多田神社文書 195	兵庫県史中世 1		
嘉慶 2 年 (1388)										
1992	12.12	松田貞秀	松田丹州	B		社務執行宝聚院顕深書狀	八坂文書 859	八坂文書		
1993	3.19	飯尾為清〈崇輝〉	為清	A	東寺奉行	飯尾為清書狀案	東寺百合文書あ30-2	百 WEB		
1994	3.19	松田秀経	松田対馬守	E	地口奉行	飯尾為清書狀案	東寺百合文書あ30-2	百 WEB		
1995	5.16	松田貞秀	丹後守貞秀	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署書狀案	内閣文庫所蔵文書 (山科家古文書 2 号)	岐阜県史料編古代中世 4		
1996	5.16	三須季信	備中守□	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署書狀案	内閣文庫所蔵文書 (山科家古文書 2 号)	岐阜県史料編古代中世 4		
1997	5.20	松田貞秀	松田丹後	B		管領斯波義將奉書写	祇園社記御神領部第 4	八坂記録 3		
1998	7.17	雅楽遠江入道	雅楽遠江入道	C		山名時義書狀	高野山文書宝簡集 70	大日古	初終	125
1999	8.13	松田貞秀	裏花押	C		妙興寺坪付注文	妙興寺文書	愛知県史資料編 9 545		
2000	8.13	松田貞秀	松田丹後守	B		荒尾泰隆寄進分妙興寺坪付注文案	妙興寺文書	愛知県史資料編 9 546		
2000	.-	斎藤基繁	五郎左衛門基繁	F		尊卑分脈	尊卑分脈	新訂増補国史大系	没	
康応元年 (1389)										
2001	4.17	清通定	清式部四郎左衛門入道	D		管領斯波義將奉書案	西山地藏院文書 6-12	西山地藏院文書	終	126
2002	4.26	飯尾為清〈崇輝〉	善左衛門大夫	B		植松方評定引付	植松方評定引付	若狭国太良莊史料集成 4 191		
2003	5.8	松田貞秀	松田	E	北野社奉行	三年一請会引付	三年一請会引付	北野天満宮史料		
2004	7.18	松田貞秀	松田丹後守	B	北野社奉行	三年一請会引付	三年一請会引付	北野天満宮史料		
2005	7.13	松田頼胤	松田豊前守頼胤	B		管領斯波義將奉書案	八坂文書 1928	八坂文書		
2006	7.25	松田頼胤	松田豊前頼胤	B		管領斯波義將奉書案	八坂文書 1929	八坂文書		
2007	8.3	松田貞秀	松田丹後守貞秀	A	北野社奉行	松田貞秀書狀案	三年一請会引付	北野天満宮史料		
2008	9.6	松田貞秀	松田丹州	B		管領斯波義將奉書案	八坂文書 1922	八坂文書		
2009	9.10	治部有榮〈禪蘊〉	治部さ衛門入道禪々	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書ツ 81	若狭国太良莊史料集成 4-185		
2010	9.10	矢野倫幸	矢野長門倫幸	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署奉書案	東寺百合文書ツ 81	若狭国太良莊史料集成 4		

2011	9.18	飯尾	飯尾殿楊梅入道	F		遠江国原田庄細谷郷領家本所年貢錢半分取帳	東寺百合文書サ19	百 WEB		
2012	9.24	飯尾兼行	飯尾隼人佑兼行	F		管領斯波義將奉書	古文書集	愛知県史資料編 9 566		
2013	12.5	治部有栄〈禪蘊〉	治部さ衛門入道禪蘊	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署奉書	東寺文書数 10	若狭国太良庄史料集成 4-187		
2014	12.5	矢野倫幸	矢野長門倫幸	A	段銭奉行	室町幕府奉行人連署書状	東寺文書数 10	若狭国太良庄史料集成 4		
2015	12.11	斎藤五郎左衛門尉	斎藤五郎左衛門尉	A		斎藤左衛門尉拳状案	東寺百合文書に 56 (47)	大日古		127
2016	12.11	杉原親光カ	杉原	E		斎藤五郎兵衛尉拳状案	東寺百合文書に 47	百 WEB	終	
明德元年 (1390)										
2017	1.11	松田貞秀	松丹	E	評定始式評定衆	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2018	2.7	松田貞秀	松田丹後守	E	吉良俊氏引付方	一方内談着到案	武政軌範	法制史料		
2019	2.7	飯尾加賀守	飯尾加賀守	E	吉良俊氏方引付方	一方内談着到案	武政軌範	法制史料		
2020	2.7	布施基連〈常進〉	布施民部大夫	E	吉良俊氏方引付方	一方内談着到案	武政軌範	法制史料		
2021	2.7	斎藤右衛門尉	斎藤右衛門尉	E	吉良俊氏方引付方	一方内談着到案	武政軌範	法制史料		
2022	2.7	矢野縫殿允	矢野縫殿允	E	吉良俊氏方引付方	一方内談着到案	武政軌範	法制史料		
2023	2.7	諏方康朝	諏方神左衛門尉	E	吉良俊氏方引付方	一方内談着到案	武政軌範	法制史料		
2024	2.7	依田季□	依田新左衛門尉	E	吉良俊氏方引付方	一方内談着到案	武政軌範	法制史料	初	128
2025	2.7	貞一	貞一	E	吉良俊氏方引付方	一方内談着到案	武政軌範	法制史料		
2026	2.12	飯尾加賀守	飯加	E	吉良俊氏方引付方	引付方意見次第案	武政軌範	法制史料		
2027	2.12	松田貞秀	松丹州	E	吉良俊氏方引付方	引付方意見次第案	武政軌範	法制史料		
2028	2.12	清左衛門尉	清左	E	吉良俊氏方引付方	引付方意見次第案	武政軌範	法制史料		129
2029	2.12	斎藤右兵衛尉	斎兵	E	吉良俊氏方引付方	引付方意見次第案	武政軌範	法制史料		
2030	2.12	布施基連〈常進〉	布民大	E	吉良俊氏方引付方	引付方意見次第案	武政軌範	法制史料		
2031	2.12	矢野縫殿允	矢縫	E	吉良俊氏方引付方	引付方意見次第案	武政軌範	法制史料		
2032	2.12	依田季□	依田新左	E	吉良俊氏方引付方	引付方意見次第案	武政軌範	法制史料		130
2033	2.12	貞一	貞一	E	吉良俊氏方引付方	引付方意見次第案	武政軌範	法制史料		
2034	3.11	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾左衛門大夫	B		東寺長者道快書状案	東寺百合文書つ 1-10	百 WEB		
2035	3.27	飯尾為永〈常健〉	飯尾肥前	A		飯尾為永書状写	祇園社記続録 第四	八坂記録 4		
2036	4.11	飯尾兼行	飯尾隼人佑兼行	F		管領斯波義將奉書写	金沢市立図書館所蔵文書 13 号(松雲公採集遺編類纂所収飯尾証書)	岐阜県史料編古代中世 4		
2037	5.21	飯尾兼行	飯尾隼人佑兼行	F		土岐頼忠遵行状写	金沢市立図書館所蔵文書 14 号(松雲公採集遺編類纂所収飯尾証書)	岐阜県史料編古代中世 4		
2038	5.22	松田貞秀	松田丹後守貞秀	C		足利義満寄進状	八坂文書 1571	八坂文書		
2039	5.26	飯尾為永〈常健〉	飯尾肥前守	D		管領斯波義將施行状	八坂文書 1572	八坂文書		
2040	5.26	中沢氏綱〈行靖〉	中沢次郎左衛門尉	D		管領斯波義將施行状	八坂文書 1572	八坂文書		

2041	6.20	飯尾為永〈常健〉	為永	A		飯尾為永中沢氏綱遵行状案	八坂文書 1574	八坂文書		
2042	6.20	中沢氏綱〈行靖〉	氏施（ママ）	A		飯尾為永中沢氏綱遵行状案	八坂文書 1574	八坂文書		
2043	10.17	飯尾頼秀	飯尾右近大夫頼秀	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書 卅54	文書集成 47		
2044	10.17	矢野倫幸	矢野長門守倫幸	A		室町幕府奉行人連署奉書	東寺百合文書 卅54	文書集成 47		
2045	12.3	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B		足利義満寄進状写	祇園社記 第二十五	八坂記録 4		
明徳2年（1391）										
2046	1.12	松田貞秀	松丹	E	評定始式評定衆	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2047	2.25	雅楽忠清〈道観、道喜〉	三須雅楽入道	C		今川了俊書状	筑前太宰府天満宮文書	九 6170		
2048	2.25	雅楽忠清〈道観、道喜〉	三須雅楽入道	E		今川了俊書状	筑前太宰府天満宮文書	九 6171		
2049	4.3	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾善左衛門大夫	F		最勝光院方評定引付	東寺百合文書 る 14	大日古		
2050	4.7	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾善左衛門大夫	F		最勝光院方評定引付	東寺百合文書 る 14	大日古		
2051	4.20	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B	御前沙汰	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2052	4.25	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾	F		最勝光院方評定引付	東寺百合文書 る 14	大日古		
2053	5.5	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾	F		最勝光院方評定引付	東寺百合文書 る 14	大日古		
2054	5.6	松田貞秀	松田丹貞秀	E	御沙汰始	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2055	5.6	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾左衛門大夫	B	御沙汰始	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2056	5.6	飯尾為永〈常健〉	飯尾肥前守	B	御沙汰始	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2057	5.6	三須季信	雅楽備中守	B	御沙汰始	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2058	5.6	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾美濃守	B	御沙汰始	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2059	5.6	治部則栄	治部四郎左衛門尉	B	御沙汰始	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2060	5.6	中沢氏綱〈行靖〉	中津次郎左衛門尉	B	御沙汰始	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2061	5.-	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾左衛門大夫為清	F		新見道存請文案	東寺百合文書 卅 4	岡山県史家分け 1090		
2062	5.23	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾	F		最勝光院方評定引付	東寺百合文書 る 14	大日古		
2063	6.29	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾	F		最勝光院方評定引付	東寺百合文書 る 14	大日古		
2064	7.5	雅楽忠清〈道観、道喜〉	沙弥道喜	A		雅楽道喜書状	入江文書 73	九 6533 花押かゝみ 4070		131
2065	7.19	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾美濃守	B		宝莊嚴院方評定引付	東寺百合文書 た 28	大日古		
2066	7.19	斎藤基行	斎藤加賀四郎	B		宝莊嚴院方評定引付	東寺百合文書 た 28	大日古		
2067	7.29	松田貞秀	貞秀	A	北野社奉行	松田貞秀書状案	三年一請会引付	北野天満宮史料		
2068	8.10	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾左衛門大夫	F		普光院頼暁新見莊領家方所務職去状案	東寺百合文書 卅 6	岡山県史家分け 1092		
2069	8.10	布施	散位	A		室町幕府奉行人奉書	八坂文書 1582	八坂文書 花押かゝみ 初 4401		
2070	8.10	松田直頼力	左衛門尉	A		室町幕府奉行人奉書	八坂文書 1583	八坂文書 花押かゝみ 初 4400		132
2071	8.28	斎藤遠江入道	斎藤遠江入道	C		為基書状	尊経閣古文書纂所収宝菩提院文書	関 4535		
2072	8.28	清和泉守	清和泉守	C		為基書状	尊経閣古文書纂所収宝菩提院文書	関 4535		133

2073	9.9	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾美濃守	B		管領細川頼元施行状写	祇園社記統録第七	八坂記録 4		
2074	9.12	飯尾為清〈崇輝〉	為清	A		飯尾為清書状案	東寺百合文書 54-5	百 WEB		
2075	9.12	斎藤四郎左衛門尉	斎藤四郎左衛門尉	C		飯尾為清書状案	東寺百合文書 54-5	百 WEB		
2076	9.12	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾善左衛門大夫	B	政所執事代	春日御詣記	春日御詣記	東京大学史料編纂所 DB		134
2077	10.15	三須季信	備中守	A		室町幕府奉行人連署奉書写	本郷文書 67	福井県史中世 2		
2078	10.15	松田貞秀	丹後守	A		室町幕府奉行人連署奉書写	本郷文書 67	福井県史中世 2		
2079	11.3	布施	散位	A		室町幕府奉行人連署奉書	八坂文書 1584	八坂文書 花押かゝみ 4401	終	
2080	11.3	松田直頼力	左衛門尉	A		室町幕府奉行人連署奉書	八坂文書 1584	八坂文書 花押かゝみ 4401		
2081	12.17	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾濃州	B		備後守護方尾曾通守書状案	八坂文書 1976	八坂文書		
2082	-	松田頼胤	松田修理進《豊前守》頼胤	E	政所執事代	政所頭人御次第	政所頭人御次第	室町時代研究 3		135
2083	7.23	松田頼胤	松田豊前守 頼胤	A	侍所開闔	室町幕府侍所開闔松田頼胤書状	東寺百合文書 110 (95)	大日古百 WEB	終	136
明德 3 年 (1392)										
2084	1.7	飯尾	飯尾	E		造営方散用状 (明德 4.3.-)	東寺百合文書 ま 7	百 WEB		
2085	1.11	松田貞秀	松田丹後守貞秀	B	評定始式評定衆	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2086	1.11	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾美濃守貞之	B	評定始奏事役	御評定着座次第	御評定着座次第	群書類従 29 雑部		
2087	1.12	飯尾	飯尾	E		造営方散用状 (明德 4.3.-)	東寺百合文書 ま 7	百 WEB		
2088	2.1	飯尾	飯尾	E		造営方散用状 (明德 4.3.-)	東寺百合文書 ま 7	百 WEB		
2089	2.13	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾美濃守殿	C		兼慶書状	八坂文書	中 5401		
2090	8.3	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾美濃守殿	C		大友義弘挙状	長門毛利家文書	中 5440		
2091	8.7	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾善左衛門為清	A	北野社奉行	飯尾為清書状案	三年一請会引付	北野天満宮史料		
2092	8.28	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾美濃守貞之	B		相国寺供養記	迎陽記	纂集		
2093	8.28	中沢氏綱〈行靖〉	中沢次郎左衛門尉氏綱	B		相国寺供養記	迎陽記	纂集		
2094	9.5	飯尾為清〈崇輝〉	飯尾善左衛門尉	E	北野社奉行	三年一請会引付	三年一請会引付	北野天満宮史料		
2095	10.3	飯尾貞之〈常恩〉	飯尾美濃守 貞之	A		飯尾貞之書状	八坂文書 1981	八坂文書		137

註

- 1) 森幸夫「武家官僚の展開過程」『中世武家官僚と奉行人』(同成社、2016年)。
- 2) 山田徹「室町幕府所務沙汰のその変質」(『法制史研究』58、2007年)、60頁。
- 3) 井上宗雄「貞治前期の歌壇」(『中世歌壇史の研究』南北朝期、1965年)、605～610頁。この他、通定は『新拾遺和歌集』に1854号和歌として入集している。
- 4) 設楽薫「室町幕府政所執事代の歴名について 其一」(『室町時代研究』3、2011年)、320～323頁。
- 5) 小川信「管領頼之在任時の評定衆・引付頭人・奉行人」「斯波義将の分国支配と管領斯波氏の成立」「畠山基国の活動と管領畠山氏の成立」『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館、1975年)、261～269、499、500、707、708頁。ただし、奉行人奉書の様式、段銭の制度的研究は応永30年前後になるが(小林保夫「室町幕府における段銭制度の確立」『日本史研究』167、1976年)、本稿では永和元年末以降奉行人の書状様式の奉籍が出されはじめることを重視する。
- 6) 福田豊彦「室町幕府の奉公衆(一)」(『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、1995年、1971年)、木下聡「室町幕府外様衆の基礎的研究」、「室町幕府奉公衆の成立と変遷」、「室町幕府の秩序編成と武家社会」(『室町幕府の外様衆と奉公衆』同成社、2018年、初出2011年、2018年、2014年)。
- 7) 木下聡「中世後期の武士の官途認識と選択」(『年報中世史研究』44、2019年)、50、61頁。
- 8) 井上幸司「解説」(『外記補任』八木書店、2004年)。
- 9) 前掲註7木下「中世後期の武士の官途認識と選択」、39頁、同「総括と課題」(『中世武家官位の研究』吉川弘文館、2011年)、山田貴司「一四世紀の武家官位論」(同『年報中世史研究』)、『中世後期武家官位論』(戎光祥出版、2015年)も参照。
- 10) 笠松宏至「室町幕府訴訟制度「意見」の考察」(『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年、初出1960年)、78頁。
- 11) 「阿蘇文書」応永2年11月15日斎藤基千〈聖信〉書状写(『大日史』7-2-149)〔1921〕。斎藤基千(基信)については、後掲註60を参照。
- 12) 松園潤一郎「室町幕府「論人奉行」制の形成」(『日本歴史』726、2008年)。
- 13) 前掲註10笠松「室町幕府訴訟制度「意見」の研究」、設楽薫「室町幕府の評定衆と「御前沙汰」―「御前沙汰」の評議体制及び構成メンバーの変遷」(『古文書研究』28、1987年)、吉田賢司『足利義持』(ミネルヴァ書房、2017年)、203、204頁。
- 14) 今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年、初出1982年)。
- 15) 前掲註6木下「室町幕府の秩序編成と武家社会」「室町幕府奉公衆の成立と変遷」。
- 16) ごく最近、この事件に関する新史料が発見され、事件の顛末がより詳細に明らかにされた。村石正行「室町幕府奉公衆の「一味同心」―文明一七年「もうひとつの一揆」と奉行人布施英基殺害事件をめぐる―」(『長野県立歴史館研究紀要』26、2020年)。
- 17) 植田真平「氏満期の奉行人」(黒田基樹編『足利氏満とその時代』戎光祥出版、2014年)。
- 18) 三宅克広「播磨守護赤松氏守護奉行人の機能に関する一考察」(『古文書研究』28号、1987年)。なお、赤松氏の守護奉行人は頼方・頼祐・寿将カがいるが、六波羅探題には頼定・為頼・頼連など「頼」を通字とする一族がおり(森幸夫「六波羅探題職員の検出とその職制」『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、2005年、初出1987年、1990年)、室町幕府には大和守流祖頼国が存在する。播磨には東寺領矢野荘の代官職であった「飯尾次郎三郎」が確認される(①「東寺百合文書」り36建武4年(1337)7月4日大法師良朝播磨国矢野庄例名重藤名学衆方并那波佐方等所務職条々請文(『相生市史』編年文書113)、②同み28観応元年(1350)3月日名主真殿守高子息慶若丸申状(同173-1)、③同ほ35同年5月日例名内是藤名名主僧実円陳状(同175-1))。飯尾次郎三郎は近隣の在地領主と考えられる。この次郎三郎と赤松被官の飯尾氏の系譜関係ははっきりしないが、所領を介して被官化したと考えられる。布施氏については、道乗が広峰社領土山荘中井郷を押領しており、近隣に所領があったものと思われ、飯尾氏同様に所領があったことが、布施氏の赤松被官化の要因と考えられる〔122〕。
- 19) 佐藤進一「鎌倉幕府職員表復元の試み」(『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、1993年)、307頁。「熙允本「甫文口伝抄」第一」(嘉暦元年(1326))年月日欠金沢貞顕書状(『金沢北条氏資料集』784)。

- 20) 『鏡』には他に布施行忠が現れるが、建長4年(1252)11月21日条新御所御的始交名に藤姓とあり、別系統である。
- 21) 牛山佳幸「中世武士社会と善光寺信仰―鎌倉期を中心に―」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、1999年)、344頁。
- 22) 菊池紳一「鎌倉時代の森(毛利)氏について」(一族叢書編集委員会編『森一族のすべて』新人物往来社、1996年)。
- 23) 多田実道「鎌倉時代 東国における使節遵行制度の変遷について」(『皇學館論叢』38(1)、2005年)。
- 24) 井原今朝雄「中世善光寺平の災害と開発 開発勢力としての伊勢平氏と越後平氏」(『国立歴史民俗博物館研究報告』96、2002年)、151頁。『鏡』建仁元年(1201)7月6日条、同3年1月2日条等。
- 25) 飯沼賢司「備後国大田荘関係史料補遺」(『日本歴史』405、1982年)。
- 26) 「高野山文書」又続宝簡集958(『大日古』)。
- 27) 『日本歴史地名大系』長野県、富部御厨・布施御厨・石河荘(平凡社)。
- 28) 福島金治「新出金沢文庫文書について―翻刻と紹介―7」元応元年(1319)6月27日称名寺雑掌行信申状(『金沢文庫研究』293、1994年)。
- 29) 上杉和彦「鎌倉将軍上洛とその周辺」(『鎌倉幕府統治構造の研究』校倉書房、2015年、初出1991年)、153～155頁。
- 30) 人名比定は『吾妻鏡人名索引』に拠った。例えば御所随兵「三番 二宮左衛門太郎 同三郎兵衛尉 同四郎兵衛尉」というように「同」で結ばれる人物が数多く記載され、名字が異なる場合でも「四十四番 千葉八郎 相馬左衛門尉 大須賀左衛門次郎」など同じ千葉一族が同番に配置されていることが多い。無論例外はあるが(例えば卅五番の佐竹と結城など)、同族で同番を組んでいると考えられる例が多い。
- 31) 本交名の一宮康有・三善康義を始め、布施康定・康高が三善姓であることは筑後問注所氏の家譜(「問注所文書(一)」)56問注所家譜、芥川龍男・福川一徳『西国武士団関係史料集』32)にもみえる。鎌倉期の康信流の系譜は細川重男「康信流三善氏系図」(『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、2000年)と一致する箇所があるが、本史料の南北朝～戦国期の系譜関係には不明な点が多く、参考として挙げるにとどめる。
- 32) 前掲註19(嘉暦元年)月日欠金沢貞顕書状。
- 33) 細川重男「北条高時政権の研究」(『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、2000年、初出1991年)、322頁。当該期における長崎円喜・安達時顕の立場について近年では桃崎有一郎「鎌倉末期の得宗儀礼に見る長崎円喜・安達時顕政権の苦境―得宗空洞化・人材枯渇・幕府保守―」(『日本史研究』684、2019年)。
- 34) 「有助口伝聞書」(嘉暦4年4月)金沢貞顕書状(『金沢北条氏資料集』828)、「熙允本「甫文口伝抄」第三」(元徳元年(1329))12月22日金沢貞顕書状(『金沢北条氏資料集』875)。
- 35) 前掲註21牛山「中世武士社会と善光寺信仰―鎌倉期を中心に―」、355～357頁。
- 36) 「本間美術館所蔵市河文書」建武3年(1336)12月日市河親宗着到状(関626)。
- 37) 「高野山御影堂文書」正和3年(1314)10月13日富部信連和与状写(『備後国大田荘史料』1、171)、前掲註19佐藤「鎌倉幕府職員表復元の試み」、286頁、森茂暁『建武政権後醍醐天皇の時代』(講談社、2012年、初出、1980年)、167～171頁。
- 38) 「肥前有浦文書」元弘3年(1333)8月日信濃布施資平著到状(『鎌倉遺文』32518)。
- 39) 前掲註17植田「氏満期の奉行人」、196～207頁。
- 40) 依田氏と信濃国小県郡依田荘および鎌倉府における依田氏については、湯山学「信濃・上総領村上氏と鎌倉府―金沢称名寺と村上貞頼」(『湯山学中世史論集』5 中世南関東の武士と時宗、岩田書院、2012年、初出1993年)、佐藤博信「貞治二年付円覚寺仏日庵公物目録について―唐物をめぐる人々の諸相―」(同『中世東国の権力と構造』校倉書房、2013年、初出2011年)、植田真平「鎌倉府奉行人の基礎的考察」(『鎌倉府の支配と権力』校倉書房、2018年、初出2012年)。
- 41) 森茂暁『足利直義』(KADOKAWA、2015年)、48～49頁。七郎左衛門尉の実名と系譜については、貞和4年(1348)7月5日太田庄雑掌地頭代和与状(「高野山文書」宝簡集146『大日古』)、三木靖「三善氏一族の地頭職支配―備後国太田荘を舞台に―」(『鹿児島短期大学研究紀要』3、1969年)、113頁。
- 42) 森幸夫「奉行人明石氏の軌跡」(前掲註1著書、初出2013年)、136頁。
- 43) 「白河集古苑所蔵白河結城文書」(東706)。

- 44) 小林保夫「地方頭人考」(『史林』58-5、1975年)。
- 45) 松井直人「南北朝・室町期京都における武士の居住形態」(『史林』98-4、2015年)、6～12頁。
- 46) 山家浩樹「室町幕府前期における奉行人の所領」(『室町時代研究』2、2008年)、205頁によれば、その後本郷は龍湫周沢の塔頭南禅寺慈照院に寄進される。
- 47) 「観応二年日次記」同日条(『大日史』6-15-157)。
- 48) 祇園社執行職をめぐる相論の文和～貞治5年までの経過は、花田卓司「南北朝期における将軍家御師職の意義―顕詮・静晴・晴春の執行職争い再考」(『立命館文学』637号、2014年)に拠った。
- 49) 『師守記』貞治6年(1367)8月30日条裏書。
- 50) 永井英治「初期室町幕府の荘園政策」(『南山経済研究』19-3、2005年)、302～306頁、伊藤俊一「室町幕府の荘園制策」(『室町期荘園制の研究』塙書房、2010年、初出2007年)、120～121頁。
- 51) 森幸夫「奉行人安威資脩伝」(前掲註1著書、初出2014年)、119頁。
- 52) 設楽薫「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」(『室町時代研究』2、2008年)、44頁。
- 53) 依田時朝の幕府における動向については、亀田俊和「清廉潔白な奉行人―室町幕府奉行人依田時朝に関する一考察―」(『ぶい&ぶい』18、2011年)を参照。
- 54) 拙稿③註93で安威直資が斯波高経に出仕したと記述したが、これは高経に仕えたのは親脩であった(前掲註51森「奉行人安威資脩伝」)。記して訂正したい。
- 55) 近年の研究では、前掲註50永井「初期室町幕府の荘園政策」、伊藤「室町幕府の荘園政策」、松永和浩「軍事政策としての半済令」(『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、2013年、初出2007年)、山田徹「南北朝中後期の寺社本所領関係の室町幕府法」(『日本史研究』635、2015年)など。
- 56) 前掲註13設楽「室町幕府の評定衆と「御前沙汰」」、53～54頁。
- 57) 山家浩樹「室町幕府訴訟機関の将軍親裁化」(『史学雑誌』94(12)、1985年)。
- 58) 前掲註2山田「室町幕府所務沙汰のその変質」、51頁以下。
- 59) 前掲註52設楽「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」、40頁。本論文では貞秀の政所執事代から公人奉行への転任を至徳2年8月以降とするが、「政所頭人御次第」(前掲註4設楽「室町幕府政所執事代の歴名について 其一」)では永徳年間に飯尾円耀が執事代に就任したという記述がみえ〔1891〕、貞秀の政所執事代辞任は永徳年間まで降る。少なくとも永徳元年7月23日以降〔1756〕で、永徳3年10月16日貞秀書状〔1884〕は糸綿商人訴訟の事について、政所に下げ仰せたことを伝えるもので、まだ執事代の任にあったと考えられる。「政所頭人御次第」には飯尾円耀の就任年次がなく永徳としか書かれていないので、同人の執事代就任を永徳末年にかけ、貞秀の執事代から公人奉行への転任を至徳元年以降とみなす。
- 60) 中島丈晴「今川了俊の軍事動員と所務沙汰訴訟―九州経営における吹挙システム」(『歴史学研究』829、2007年)森幸夫「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」(前掲註1著書、初出2011年)、110頁。
- 61) 前掲註5「管領頼之在任時の評定衆・引付頭人・奉行人」、253～261頁、前掲註2山田徹「室町幕府所務沙汰のその変質」43～49頁。
- 62) 室町中期以降の事例であるが、公人奉行による侍所寄人の補任(「室町家御内書案」上、文明元年(1469)12月30日侍所寄人加任状写(『改定史籍集覧』第27冊)、木下昌規「応仁・文明の乱期における室町幕府と日野勝光」『戦国期足利将軍家の権力構造』岩田書院、2014年、初出2009年)37頁、同じく過所奉行への申沙汰(遠藤珠紀・金子拓「國學院大學図書館所蔵「諸奉行」」『國學院大學校史・学術資産研究』6、2014年、171頁、以下「諸奉行」と略記)が確認でき、この頃には公人奉行による奉行職の補任が行われていたようである。ただしこれは公人奉行の専管事項であったことを示すものではない。
- 63) 山家浩樹「禅僧への所領寄進―禅院領からみた室町幕府」(『東京大学史料編纂所研究紀要』5、1995年)、22～23頁。同「分散した禅院文書群の個別復元」(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇〇九一六『分散した禅院文書群をもちいた情報復元の研究』2010年)、16～24頁。前掲註46山家「室町幕府前期における奉行人の所領」。
- 64) 前掲註51森「奉行人安威資脩伝」、120頁。
- 65) 下坂守「山門使節制度の成立と展開」(『中世寺院社会の研究』思文閣出版、2001年、初出1975年)、37～39頁。

- 66) 中田薫「鎌倉室町両幕府の官制について」(『法制史論集』第3巻上、岩波書店、1971年、初出1943年)、643～646頁。
- 67) 前掲註52 設楽「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」、40頁。
- 68) 前掲註46 山家「室町幕府前期における奉行人の所領」、205頁。なお、この阿努荘地頭職半分の相論では、布施出羽四郎が押妨主体であった。布施氏で出羽守を称したのは鎌倉府奉行人の系統で(前掲註17 植田「氏満期の奉行人」、明徳元年頃にみえる布施出羽入道聖超の関係者ではないか。そうであるとすれば、越中国阿努荘を介して、京都系と鎌倉系布施氏はつながりを有しており、本所領を一族で共同知行していた可能性を指摘できる。
- 69) 「東寺百合文書」ナ17 康暦2年11月16日権大僧都(義宝)山城国下久世庄内八名寄進状案(東寺百合文書WEBより閲覧。最終閲覧日2020年6月6日)。
- 70) 幕府による政所料所設置については、吉田賢司「武家編制の転換と南北朝内乱」(『日本史研究』606、2013年、53頁)に斯波高経の政策であったと評価しているが、本事例から頼之期でも設置されており、その政策が継承されていたといえる。「奉行事切之賞」については、前掲註46 山家「室町幕府前期における奉行人の所領」228、229頁参照。なお、山家氏は、「奉行事功之賞」となるが、「天龍寺文書」46 暦応3年8月12日足利尊氏下文案にみえる「奉行事切之賞」であろう〔174〕。
- 71) 『花押かゝみ』4139 布施康冬の項目には幕府奉行人とあるが、管見の限り康冬の所見は権少外記任官と墓垣村の寄進しか確認できず、奉行人に就任したか否かは未詳である。
- 72) 拙稿②〔803、804〕において布施基連と雅楽民部左衛門尉の初出年次を観応年中に配列したが、これは誤りであった。「丹波田辺家文書」6年欠日置久氏陳状(『福知山市史』史料編1)は内容的に永和元年(1375)～永徳元年(1381)まで丹後守護であった山名義幸挙状〔1764〕(註114)と関連するものであり、この日置久氏陳状も〔1764〕に引き付けて配列すべきであった。布施基連・雅楽民部左衛門尉両名の初出年次は大幅に下がり、雅楽民部左衛門尉は康暦元年となる。
- 73) 本着到案の奉行人以外の人名は左兵衛佐：吉良俊氏、中務少輔入道：二階堂元栄(あるいは忠広か。木下聡「二階堂氏」前掲註5 著書、初出2016年)、因幡前司：長井氏カと思われる。前掲註5 小川「斯波義将の分国支配と管領斯波氏の成立」、498頁にはわずかであるが明徳2年における吉良俊氏の引付頭人奉書発給の事実が指摘されており、本着到案と意見次第案は、当該期の引付方の関連史料である。
- 74) 「東寺百合文書」ニ44-4 応永15年10月10日室町幕府奉行人連署奉書(『大日史』7-10-453)。
- 75) 前掲註74 室町幕府奉行人連署奉書は「寒川出羽入道常文申」とあり、基連が訴人寒川方の担当であったことがわかる。「鎮守八幡宮供僧方評定引付」応永15年9月18日条、同12月14日条(「東寺百合文書」ワ24、『大日史』7-10-458～459)。なお応永15年の東寺奉行は伊藤俊一・近藤俊彦・富田正弘編『東寺廿一口供僧方評定引付』(思文閣出版、2002年)によれば飯尾兼行(浄称)と斎藤玄輔である。
- 76) 「東寺百合文書」ニ44-9 応永23年12月7日室町幕府奉行人奉書(『大日史』7-25-406)。
- 77) 前掲註62「諸奉行」。
- 78) 前掲註4 設楽「室町幕府政所執事代の歴名について 其一」。
- 79) 「東寺百合文書」ナ169-4 永享6年室町幕府奉行人連署奉書(文書集成219)。
- 80) 吉田賢司「室町幕府論」(『岩波講座日本歴史』岩波書店、2014年)15～17頁、山田徹「南北朝後期における室町幕府政治史の再検討(上)」(『文化学年報』66、2017年)、大田壮一郎「足利義満」(榎原雅治・清水克行編『室町幕府将軍列伝』戎光祥出版、2017年)。
- 81) 前掲註60 森幸夫「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」。
- 82) 飯尾美濃守流と細川氏との関係については別稿を予定している。
- 83) 前掲註18 三宅「播磨守護赤松氏守護奉行人の機能に関する一考察」。
- 84) 所屬について。式評定衆は評定始において、奏事や披露奉行ではなく、座に着座するための資格、すなわち評定着座御免を得た人物をいう。(前掲註66 中田薫「鎌倉・室町両幕府の官制について」643～646頁)。
- 85) 人名比定について〔1248〕には太郎兵衛尉とあるが、南北朝期の斎藤氏で仮名が太郎であるのは利員に限られるため彼に比定した(『尊卑分脈』)。
- 86) 政所執事代の任免について。典拠の『花宮三代記』には「斎藤四郎右衛門尉^{于時政所}」とあるが、〔1245〕に

- よれば実際は父基能〈玄観〉が政所執事代でその代として義満元服に出仕している。〔1246〕の典拠は「政所頭人御次第」（前掲註4 設楽「室町幕府政所執事代の歴名について 其一」）であり、これによっても貞治7年＝応安元年の政所執事代は斎藤基能〈玄観〉とある。さらに「松田丹後守平長秀記」（『禁裏御倉職立入家文書』57号）によれば、16日17日の祝儀では法体という理由で今川了俊・山名時氏ではなく、弟の今川仲秋、山名氏清・氏冬が勤仕した。4月27日評定始でも「松田丹後守平長秀記」には「法体出仕斟酌」とあり、法体であることが避けられた。この記事は斎藤基兼が改元吉書を関東に仰せたというものであるが、以上の検討から法体の父斎藤基能〈玄観〉に代わって基兼が所役を務めたと解釈できる。したがって、応安元年（1368）の政所執事代は斎藤基能〈玄観〉である。
- 87) 底本の松田丹後守平長秀記について。本史料はいくつか写本が知られている。主なものでは「松田貞秀筆記」（『続群書類従』補遺）、近年紹介された遠藤明子「游酔庵文庫蔵『松田丹後守長秀記』」（『鎌倉』123号、2018年）がある。前掲註45 設楽「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」では、立入本が松田長秀の自筆になると推定されている。
- 88) 人名比定について。「松田丹後守平貞秀記」の游酔庵本は「利貞」に作る。また『尊卑分脈』斎藤氏系図では七郎利政〈道遵〉の子に「太郎兵衛尉利貞」（頭注により基を利に改む）とあってこの人物とも思われるが、一方で文和3年（1354）には斎藤四郎兵衛利貞が存在するため〔870など〕、立入本およびその写真（京都市歴史資料館所蔵立入家文書写真分類：D3 番号：8）、『花営三代記』同日条により「員」を採用した。
- 89) 典拠について。奈良文化財研究所所蔵興福寺文書の写真帳による。本史料の存在については大田壮一郎氏に、閲覧に際しては同所吉川聡氏のご厚意に接した。記して感謝申し上げたい。
- 90) 死没について。斎藤季基〈道永〉は貞治2年〔1093〕以降所見が途絶え、本史料には「道永跡」とみえる。応安2年（1369）までには死去していたと考えられる。
- 91) 所属について。本事案が仁木義尹引付方係属であることは、本文書の端裏銘（応安3年9月3日）と「東寺文書」射12-4引付頭人仁木義尹奉書（『相生市史』8、318）の日付が一致し、義尹の引付方で処理されたと推定できるからである。
- 92) 官職について。この日倫義は権少外記を辞職（『外記補任』）。
- 93) 人名の順序について。応安度石清水八幡宮造営に際しては「花営三代記」と石清水側の史料である「石清水八幡宮御修理造営之記」がある。後者には「已上次第不同」とあるので「花営三代記」にしたがった。
- 94) 法名について。雑賀尚連〈連阿〉については拙稿③〔872〕において考証を加えたが、本史料においては法名が異なる。官途や史料上にみえる時期からこの菟妙と連阿は同一人物と考えられる。
- 95) 実物を実見していないが、花押かゞみによって採録した。したがって飯尾為永の官途は確認できていない。
- 96) 人名比定について。『花営三代記』・「松田丹後守平長秀記」に左近将監とあるが、国立公文書館内閣文庫所蔵「武家日記」（『花営三代記』写本、請求記号163-0043）に右近将監、尊経閣文庫所蔵「武家日記」（同）では右近将監頼秀とあり、「校注松田丹後守平長秀記」（京都市歴史資料館所蔵）写真では異筆にて「頼秀」と傍書されており、これを採用した。
- 97) 人名比定について。拙稿③、21頁を参照。
- 98) 人名比定について。『外記補任』文和3年条（『続群書類従』4上補任部）に「権少外記 善倫義六冊任十三才武家」とあり、応安3年12月21日に辞職しているが、雑賀倫義に比定される。建武～文和年間にかけて雑賀掃部允貞倫がおり（『千家文書』応安3年（1370）8月28日杵築大社神官等申状『大日史』6-32-247）、貞倫は隼人入道西義の子であるので〔676〕、時期と通字から西義一貞倫…倫義と系譜を推定することができる。応安6年雑賀倫義はすでに職を辞しているが、資連の子布施権少外記康冬は応安6年に権少外記を辞しているものの（『外記補任』）、永和4年にも同職を称している（〔1572〕の底本参照）。雑賀倫義についても応安6年時点で前権少外記となっているが、布施康冬と同様とみなし、倫義にあてた。
- 99) 典拠について。「諸奉行」は前掲註62に拠る。「諸奉行」では時朝の任評定衆の日付について「応安六十二三」を抹消し「永和三正八」とする。『花営三代記』永和3年正月8日条評定始では依田時朝の着座は確認できないが、永和4年には着座している。
- 100) 典拠について。前掲註62「諸奉行」によれば、布施資連〈昌椿〉と斎藤基能〈玄観〉は評定衆に任じ

- られたとあるが、「花營三代記」では式評定衆である。後者を採用した。
- 101) 年次比定について。本文書には「爰三吉式部大夫入道々秀、以_二当庄_一号_二闕所_一（中略）奉行雅楽左近入道、備後国地岨庄者、為_二山内一族等本領_一之处、道秀乱妨云々、頗招_二罪科_一歟由被_レ成_二御教書_一畢」とあり、その御教書が「山内家文書」58 応安7年8月3日將軍家御教書案（『大日古』）に該当するため、本御教書の年次を取りここにかけた。
- 102) 人名比定について。花押から安威詮有に比定できる。
- 103) 人名比定について。底本所収花押と康暦2年3月5日基連書状〔1667〕、「東寺百合文書」ニ44-4 応永15年（1408）10月10日室町幕府奉行人連署奉書の布施基連〈常進〉の花押が一致するので、基連に比定した。
- 104) 人名比定について。左近ではなく右近の誤りと思われ、頼秀に比定される。
- 105) 底本は「東寺百合文書」け函とするが改めた。
- 106) 年次比定は底本に従った。
- 107) 年次比定について。本文書は、河村昭一「南北朝・室町初期一色氏の若狭支配と守護代小笠原氏」（『南北朝・室町期一色の権力構造』2016年）によれば、応安2年～4年にかけての若狭国人一揆後の在地状況を明らかにし得る唯一の史料である。年次は一揆が治まった応安4年以降となるが、本史料には「松田ふせんのかみ殿」とみえ豊前守頼胤に比定される。すでに前掲註4 設楽「室町幕府政所執事代の歴名 其一」において、松田修理進が頼胤に当たることが指摘されており、拙稿②③もそれにしたがって考証した。頼胤の修理進から豊前守への転任は確実に康暦2年4月1日〔1675〕になるので、その直後にかけた。
- 108) 底本について。京都府立京都学歴彩館所蔵写真帳を閲覧した。
- 109) 年次比定について。本文書には康暦2年（1380）12月27日足利義満外題安堵があり、松田貞秀の官途からも康暦2年にかけた。
- 110) 底本について。国立公文書館内閣文庫所蔵。請求記号：古011-0284 冊次44。前掲註14 今谷「室町幕府奉行人奉書の基礎的研究」に当該部分が紹介されている。この交名は、中原氏に伝わったものだが、治郎則栄のみ、実名で記載されている。この点から本交名の本来の執筆者は、治郎則栄と推定される。
- 111) 年次比定について。本史料に年月日が明記されていないため、家永遵嗣、水野圭士、林哲民、タトヤン・ディミトリ、小口康仁、野里顕士郎、熊谷すずみ、安達悠奈「〈資料解題〉解説と翻刻 国立公文書館所蔵『初任大饗記』、国立歴史民俗博物館所蔵『義満公任槐召仰議并大饗雜事記』：付 国立国会図書館所蔵『永享四七廿五室町殿御亭〈大饗指図〉』」（『人文』（17）、2019年）p.329によって指摘されている、義満任大臣大饗の準備会議が始まった永徳元年（1381）5月にかけた。
- 112) 底本について。東京大学史料編纂所所蔵。請求記号2001-10。なお、同所所蔵史料目録データベースから画像を閲覧可能である（最終閲覧日2020年6月6日）。
- 113) 底本について。前掲註111 家永遵嗣他「〈資料解題〉解説と翻刻 国立公文書館所蔵『初任大饗記』、国立歴史民俗博物館所蔵『義満公任槐召仰議并大饗雜事記』：付 国立国会図書館所蔵『永享四七廿五室町殿御亭〈大饗指図〉』」。
- 114) 年次比定について。発給者丹後守護山名義幸の就任年次（永和元年～永徳元年）の末尾にかけた（外岡慎一郎「南北朝の動乱と丹後」『宮津市史』通史編上、2002年）。
- 115) 年次および人名比定について。〔1897〕には三須備中守季信とあるので、三須氏＝雅楽氏となる。本法語に年次がないが、〔1776〕以降三須季信は備中守を称しており、官途からその直前に掛けた。南北朝初期にみえる雅楽信重は三須氏を称さないが同族であると考えられる。
- 116) 人名比定について。本文書には押紙に「雅楽備中守書銘封裏」とあり花押が据えられる（百 WEB より閲覧、最終閲覧日2020年6月3日）。だが、季信の花押（『花押かゝみ』4268）とは相違する。しかし、同様の東寺領洛中散在当知行敷地注文では押紙「飯尾善左衛門大夫」が為清であり裏花押も為清のものと確かめられ〔1977〕、東寺は地口奉行人と書銘裏判の人物を正確に把握していると思われる。雅楽備中守は三須季信とみられるので、三須季信を本事案の担当とみなした。三須季信は永徳元年〔1776〕から至徳元年〔1897〕までの間に花押を変えた可能性がある。
- 117) 年次比定について。本史料は神興造替記録の地の文にみえる奉行人リストである。史料の配列からここに納めた。

- 118) 年次比定について。同号文書に永徳元年 12 月 18 日後円融天皇綸旨案が写されており、本文書と併せて祇園社大政所別当職并社内白山社に関するものである、ここにかけた。
- 119) 年次比定について。本文書は「祇園社御寄進神用下地事」に関する文書で〔1813、1814〕と内容の共通性が伺えるのでここに納める。
- 120) 年次比定について。『花営三代記』永和 3 年 2 月 28 日条に、松田貞秀母が永和 2 年 12 月に死去したとあり〔1553〕、そこから計算して本年にかけた。
- 121) 典拠について。東京大学史料編纂所蔵謄写本（請求記号：2073-205）。東京大学史料編纂所蔵目録データベースより画像を閲覧した（最終閲覧日 2020 年 6 月 6 日）。
- 122) 前掲註 59 参照。
- 123) 底本について。京都府立京都学歴彩館所蔵写真帳を閲覧した。また年次比定については、本文書が石清水八幡宮神輿御垣の事に関して公方として御沙汰を行うため寺家大工を召し給うべきことを雑掌に伝えるもので、「東寺百合文書」ヨ 125 至徳元年（1384）6 月 3 日法印禅仙書状案（百 WEB）が関連する。本文書には、男山神輿御座の事について、上裁に任せて「去月晦日」に「金堂荒墻」に渡し奉ったとみえる。日付や内容が本連署書状と一致するのでここにかけた。
- 124) 人名比定について。前掲註 60 森「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」p.104 によれば、基能の子の美濃守基千に比定されている。
- 125) 年代比定について。差出者の備後守護山名時義の死去の康応元年 5 月 4 日以前の年次にかけた（佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』下、東京大学出版会、1988）、139 頁。
- 126) 人名比定について。候補としては、応永年間に政所執事代であった清式部左衛門大夫行定（前掲註 4 設楽「室町幕府政所執事代の歴名 其一」）あるいは式部四郎左衛門尉通定があげられるが、①前掲註 3 井上「貞治前期の歌壇」で紹介されている「一万首作者」に「通定《清式部四郎左衛門尉》」とあること、②行定をはじめに述べたように応永 6 年当時在俗であること、これらの点から通定に比定される。こうした使節は奉行人でなくても務めることができ、かつ通定の奉行人所見は得られないが、細川重男氏が『系図纂要』を基に作成した清原系図②、『尊卑分脈』清原系図にも引付奉行とみえるので（細川重男「清原系図②」『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、2000 年、421 頁）採録した。
- 127) 人名比定について。差出および表書の写によれば斎藤五郎左衛門尉であるが、端裏書には斎藤五郎兵衛尉とある。本文書は案文であるので、差出が誤写の可能性もあり、端裏書を採用するならば基久に比定できるが確証を得ない。
- 128) 人名比定について。「市河文書」応永 9 年（1402）5 月 14 日管領畠山基国奉書（『大日史』7-5-532）に両使として「飯尾左近将監為□」と共に「依田左衛門大夫季□」とあるによる。
- 129) 人名比定について。候補としては応永年間に政所執事代としてみえる清式部四郎左衛門大夫行定か同八郎左衛門尉秀定である（前掲註 4 設楽「室町幕府政所執事代の歴名について 其一」）。細川重男氏によれば、系図上では両者とも引付奉行とある（前掲註 123 細川「清原系図②」421 頁）。行定か秀定か決定打を得られない。
- 130) 史料表記について。依田季□の官職は前掲註にあるように左衛門大夫である。底本の頭注に従って表記を新左衛門尉とした。
- 131) 年代比定について。底本の配列に従った。なお本文書写真は史料纂集『入江文書』に収録されており、花押が共通することが確認できる。
- 132) 人名比定について。榎原雅治「新出「丹後松田系図」および松田氏の検討」（『東京大学史料編纂所研究紀要』4、1994 年）において九郎左衛門尉・豊前守流に連なり、頼胤の子である直頼かと推定されている。ただし、本文書の花押と「東寺百合文書」ヒ 67-6 室町幕府侍所使節多伊良政朝野勢宗祐連署打渡状案（東寺百合文書 WEB、最終閲覧日 2020 年 7 月 2 日）紙背の応永 26 年（1419）松田直頼花押および、同 185 年欠 12 月 5 日松田直頼書状（同）の花押とが異なっている。他に松田九郎左衛門尉を探すと『御評定着座次第』応永 7 年（1400）12 月 19 日条足利義持御判始に圖役「松田九郎左衛門尉」が列している以外には当該期にはみえない。直頼は确实なところでは「東寺百合文書」を 100 応永 17 年（1410）10 月 19 日室町幕府奉行人（文書集成 73）が初出で、すでに受領している。史料が少ないが、直頼が九郎左衛門尉を仮名・官途とする豊前守流の出であることは榎原氏の指摘する通りであり、本稿では直頼カとして後考を

まつこととしたい。

- 133) 人名比定について。本文書は「前田家所蔵文書実相院及東寺宝菩提院文書」明徳2年8月6日細川頼元奉書（関 4533）に対する返答であり、両名は後の斎藤遠江守流および清和泉守流の関係者と思われるので幕府奉行人と推定できる。だが両名とも実名を明らかにしえない。清和泉守について底本では（秀定カ）とするが、前掲註4 設楽「室町幕府政所執事代の歴名について 其一」、320頁では秀定は応永17年まで左衛門尉を称したとあるので彼ではなく、未詳とせざるを得ない。
- 134) 底本について。東京大学史料編纂所所蔵写本「薩戒記」所収。請求記号:4173-184。東京大学史料編纂所所属史料目録データベースにて画像を閲覧した（最終閲覧日2020年7月2日）。前掲註52 設楽「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」50頁に「政所代飯尾善左衛門美作」とみえ、政所代とあるが執事代であろうと指摘されており、飯尾為清（崇輝）の政所執事代在職が知られる。永徳年間〔1891〕には父と思われる為重が政所執事代となった徴証もあり、あるいはその跡を継いだ可能性がある。
- 135) 年次比定について。本史料には「明徳二 政所伊勢尾張守《伊勢守》貞行執事代 松田修理進《豊前守》頼胤」と頼胤の政所執事代就任年次しか書かれていない。前掲註で指摘したように、この年の9月12日には飯尾為清の執事代在任が確認できるので、「政所頭人御次第」に従えば、頼胤の就任は同日以降となる。なお、前掲註52 設楽「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」49頁では明徳5年（応永元年）に「政所于時松田美作守（兼秀）」（「春日御詣記」同年3月4日条（『大日史』7-1-506）とあることから、豊前守流ではなく、丹後守流の松田兼秀の政所執事代在職が明らかにされている。「政所頭人御次第」が記す頼胤の任政所執事代は他に史料が無いが、「政所頭人御次第」を信ずれば頼胤は明徳5年3月4日までには交替していたと考えられる。
- 136) 年次比定について。本文書は、端裏書に「侍所開闔松田豊前守尉遺所司代 遺作事」とあり、松田頼胤が八条以南の道作について東寺雑掌からの申し出を所司代に通達したものである。ここから頼胤の侍所開闔在職が知られる。ただし、底本では宛所を「大宰遠江守」と判読しているが、羽下徳彦「室町幕府侍所考 その一 初期の構成」（小川信編『論集室町政権』有精堂出版、1975年、初出1964年）、今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護付所司代・守護代・郡代補任沿革考証稿（『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、1986年、初出1975年）においても触れられておらず、時期が特定できない。室町中期には開闔折紙を用いた所司代に対する行政的な指示がなされており（二木謙一「故実家多賀高忠」『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、1985年、初出1974年、268頁、松井直人「室町幕府侍所と京都」『ヒストリア』265、2017年、113、127頁）、本事例はそれらの先駆的な事例といえる。松田頼胤の豊前守任官が確実な康暦2年（1380）から年記の確実な終見である明徳2年（1391）の記事にかけ、ここに置くこととする。ただし、政所執事代と侍所開闔を兼任した例は南北朝期には見られず、また前掲註62「諸奉行」にもみられないので、前掲註で述べたように頼胤の明徳2年政所執事代就任が確かであれば、開闔在職はさらに降ると考えられる。
- 137) 人名比定について。本文書は底本では「与雲」と判読しているが、写真帳（京都府立京都学・歴彩館所蔵）をみると貞之と判読できる。

（付記）本稿は、JSPS18J40258の助成による成果である。なお、本稿校正中に山本康司「南北朝期室町幕府官制の研究」に接した（同氏の博士論文、神戸大学学術成果リポジトリよりダウンロード可能である）。政所および政所執事代について重要な指摘を含んでおり、あわせて参照されたい。

（日本学術振興会特別研究員 RPD）